

2-1-2) 試審査用確認申請図書の作成と試審査

2-1-1)にて作成した BIM モデルから、建築確認審査に求められる図書の種類(建築基準法施行規則第 1 条の 3、および、同表1、表2で示すもの等)について、建築物の確認申請を想定した試審査用確認申請図書を作成した。本図書は、BIM モデルから生成される 2 次元図面表現を活用して図面の体裁とし、図面表現の詳細度は、現状の紙図面による審査で求められる尺度を参考に設定した。

試審査用確認図書の作成にあたり、図書が表現する審査対象項目について、建築基準法令の規定と明示すべき事項に係る試審査を行った。審査の内容は、建築物の意匠(単体規定、集団規定)、構造(構造計算書に係る部分を除く)、設備に係るものとした。

なお、試審査用確認申請図書の作成と試審査は、以下①から③の方法の順により実施した。

① 「審査内容の項目リスト」の作成

はじめに、確認申請に必要な図面の種類と明示すべき事項を審査機関側として整理した。その整理にあたっては、平成 22 年 6 月 1 日前の平成 19 年国土交通省告示第 885 号(指針に従って審査を行ったことを証する書類)の様式に沿うこととして、それ以降の法令改正の内容を反映し、明示すべき事項等をまとめた。「審査内容の項目リスト」は、法令の規定、図書の種類、明示すべき事項及び記載要綱(審査内容)等を表形式でとりまとめた。

また、建築物の規模・用途に応じて、適用される明示すべき事項の意匠、構造、設備の審査内容の項目を明確にしたうえで、確認申請に必要とされる図面の種類ごとの明示すべき事項の審査内容の項目を簡潔にまとめた。

② 試審査用確認申請図書の作成

建築物の規模・用途に適用される法規制の項目を整理した「審査内容の項目リスト」の基づき、BIM モデルから生成する 2 次元図面表現として作成し、試審査用確認申請図書をまとめた。作成する図書の種類は、BIM モデルから出力が可能な範囲として、確認申請に求められる図書の種類のうち、表 2-1-3 に「○」を付した図書とした。

③ 試審査用確認申請図書を対象とした試審査の実施

「審査内容の項目リスト」に沿って作成された試審査用確認申請図書に対し、建築基準法令の規定と明示すべき事項に係る試審査を実施した。試審査は、建築物の意匠、構造、設備について行った。

試審査は、協議会会員のうち指定確認検査機関の協力を得て実施した(意匠、構造、設備の試審査結果とりまとめは、日本 ERI(株)、(一財)日本建築センターが担当した。)

分野	担当機関
意匠	(株)確認サービス／(一財)さいたま住宅検査センター／(株)J建築検査センター／ (一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター／(株)住宅性能評価センター／ (株)都市居住評価センター／日本 ERI(株)／(一財)日本建築センター／ (一財)日本建築総合試験所／ビューローベリタスジャパン(株)
構造	(株)都市居住評価センター／日本 ERI(株)／(一財)日本建築センター
設備	(株)都市居住評価センター／日本 ERI(株)／(一財)日本建築センター／ (一財)日本建築総合試験所

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

表 2-1-3 作成した試審査用建築確認図書の種類

事務所(鉄骨造):モデルA、共同住宅:モデルB、就寝系用途:モデルC
○:作成図書(その他は、任意)

	図書の種類					
	モデル A		モデル B		モデル C	
意匠	○付近見取図		同左		同左	
	○求積図(建築面積、床面積、各室面積)		〃		〃	
	○内外部仕上表		〃		〃	
	○配置図		〃		〃	
	○各階平面図、		〃		〃	
	○2面以上の立面図・断面図		〃		〃	
	○地盤面算定図		〃		〃	
	○採光・排煙計算書		○採光・換気・排煙計算書		○採光・排煙計算書	
	○防火防煙区画図(各階平面図と兼用可能)		同左		同左	
	—		○日影図		○日影図	
その他必要な図書		同左		同左		
構造	○基礎伏図		〃		〃	
	○各階床伏図		〃		〃	
	○2面以上の軸組図		〃		〃	
	使用材料一覧表		〃		〃	
	構造詳細図	基礎リスト 基礎梁リスト 柱・大梁リスト スラブ・小梁リスト ブレースリスト 継手リスト	構造詳細図	杭リスト 基礎リスト 基礎梁リスト 柱・大梁リスト スラブ・小梁リスト 壁リスト	構造詳細図	杭リスト 基礎リスト 基礎梁リスト 柱・大梁リスト スラブ・小梁リスト 継手リスト
設備	配置図	給排水設備 電気設備	配置図	給排水設備 電気設備	配置図	給排水設備 電気設備
	使用材料表	給排水設備 空調換気設備 電気設備 避雷設備	使用材料表	給排水設備 空調換気設備 電気設備 避雷設備	使用材料表	給排水設備 空調換気設備 電気設備 避雷設備
	仕様書	給排水機器仕様 空調機器仕様 換気機器仕様	仕様書	給排水機器仕様 空調機器仕様 換気機器仕様 排煙機仕様	仕様書	給排水機器仕様 空調機器仕様 換気機器仕様
	系統図 ○各階平面図	給排水衛生設備 空調換気設備 電気設備	系統図 ○各階平面図	給排水衛生設備 空調換気設備 排煙設備 電気設備	系統図 ○各階平面図	給排水衛生設備 空調換気設備 電気設備
	○2面以上の断面、立面	給水設備 避雷設備	○2面以上の断面、立面	給水設備 非常用進入口 避雷設備	○2面以上の断面、立面	給水設備 避雷設備
	○計算書	有効換気量	○計算書	有効換気量 排煙機能力 予備電源容量	○計算書	有効換気量
	構造詳細図	配管設備 換気設備 風道 電気設備 非常用の照明装置 避雷設備	構造詳細図	配管設備 換気設備 風道 排煙設備 電気設備 非常用の照明装置 避雷設備	構造詳細図	配管設備 換気設備 風道 電気設備 避雷設備 非常用の照明装置 防火区画貫通処理方法

① 「審査内容の項目リスト」の作成

確認審査は、建築基準法第 18 条の 3 及び平成 19 年国土交通省告示第 835 号(建築審査等に関する指針)の規定により、建築基準法施行規則(以下、「規則」という。)第 1 条の 3 第 1 項表 1 などに掲げる図書に記載された明示すべき事項に基づいて行うこととされている。

このため、試審査用確認申請図書の作成に先立ち、確認審査に必要な図面表現等を整理することを目的として、確認審査における図面の種類と明示すべき事項の整理をした。この整理にあたっては、平成 22 年 6 月 1 日より前の平成 19 年国土交通省告示第 885 号(確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件)の様式が、概ね明示すべき事項に沿って整理された内容となっていたため、当該様式を利用することとし、それ以降の法令改正の内容を反映し、明示すべき事項の「審査内容の項目リスト」を作成した。

「審査内容の項目リスト」は、法令の規定、図書の種類、明示すべき事項及び記載要綱(審査内容)等について、表形式でまとめた。なお、昨年度の成果から変更した主な点として、集団規定、設備及び構造に関する明示すべき事項を追加した(昨年は意匠単体規定のみ)。

<表説明>

名称	内容
通しNo.	・整理のため、項目ごとに番号を付した
I チェックリスト ①法令など ②図書の種類 ③明示、記載、審査事項	・チェックリスト(平成 19 年国交告 885 号(指針に従って審査を行ったことを証する書類。平成 22 年まで使用した旧様式))に、令和元年 6 月施行分までを加えた。 ・入力値「予めの記載」は、繰り返し出てくる審査項目を示す。
II 適用項目 モデル A モデル B モデル C	・モデル A、B、C それぞれに対して必要な図書と記載事項を「1」で示した。
III 審査内容の項目リスト ①主な法文 ②図面 1 ③図面 2 ④図面 3 ⑤記載事項	・「①主な法文」は、主たる法文を記載。入力値「基本」とは、施行規則 1 条の 3 表 1 を示し、「BF 法」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条の要件等を示す。 ・「②図面」から「④図面」は、図面の種別に応じて記載事項を表現するために用意した欄。一つの記載事項が複数の図面に表現されることを想定して用意した。 ・「⑤記載事項」は、明示すべき事項を簡潔にまとめたもの。

2. [一般建築] 検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

■ 審査内容の項目リスト

I チェックリスト		II モデルごとの適用				III 審査内容の項目リスト				
①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	モデル A	モデル B	モデル C	①主な法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項
1	予めの記載	縮尺	1	1	1	基本	すべて			縮尺を記載(仕上表を除く)
2	予めの記載	延焼のおそれのある範囲	1	1	1	基本	配置図			各境界線及び建築物(隣棟間)の位置により、延焼のおそれのある範囲を記載 隣棟間の延焼ラインが発生しない場合はその根拠(500㎡以内)を記載
3	予めの記載	建築物の周囲の接するレベル、長さの図示及び計算	1	1	1	基本	平均地盤面算定図	配置図		建築物が周囲の地面と接する各位置の高さと長さ地盤面を算定するための算式を記載
4	予めの記載	方位、延焼のおそれのある部分	1	1	1	基本	各階平面図			方位、延焼のおそれのある範囲を記載
5	予めの記載	床面積の求積に必要な建築物の各部の寸法及び算式 各室の用途及び床面積 用途別床面積	1	1	1	基本	求積図	各階平面図	断面図	<敷地面積> 敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 <床面積> 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・各室、各居室の用途及び床面積 ・用途別床面積(建築物の用途別のほか、容積緩和対象(自動車車庫等、住宅等の階、共同住宅等の共用廊下等、昇降機の昇降路、備蓄倉庫、宅配ボックスなど)となる部分ごとの床面積) ・各階ごとの床面積の合計 ・棟ごとの床面積の合計 <延べ面積(総計)> <建築面積> ・建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・棟ごとの建築面積の合計 ・建築面積(総計)
20	表1	方位、道路及び目標となる地物	1	1	1	表1	付近見取図			道路及び目標となる地物を記載
22	表1	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	1	1	1	表1	配置図			敷地境界線の名称(道路、隣地など)、配置寸法(3方向程度)、申請建築物と他の建築物を記載
23	表1	擁壁の設置その他安全上適当な措置	1	1	1	表1	配置図			・外構の種類、位置と高さを記載 ・擁壁の種類、位置と高さを記載 ・法面の位置と勾配を記載
24	表1	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	1	1	1	表1	配置図			・道路中心、隣地、敷地内、建築物周囲の各レベル及び基点となるBMの位置とそのレベルを記載 ・建築物の各部分の高さを記載
25	表1	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	1	1	1	表1	配置図			道路の位置、幅員及び種類(例えば法42条1項1号など)を記載
26	表1	下水管、下水溝又はたまためすその他これらに類する施設的位置及び排水経路又は処理経路	1	1	1	表1	配置図			雨水排水の経路と最終処理の位置(設備図で代用可。ただし建築計画概要書の配置図には、記載させる行政庁もある。)を記載
36	表1	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	1	1	1	表1	立面図			・設計地盤面、平均地盤面の記載 ・建築物の各部分の高さを記載 ・階数の記載
39	表1	各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひびさしの出並びに建築物の各部分の高さ	1	1	1	表1	断面図			・設計地盤面、平均地盤面の記載 ・建築物の各部分の高さを記載 ・階高さ、天井高さ、階数の記載
46		擁壁の設置その他安全上適当な措置	1	1	1	法19	配置図			表1に記載
47	第19条(敷地の衛生及び安全)	土地の高低及び敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差 下水管、下水溝又はたまためすその他これらに類する施設的位置及び排水経路又は処理経路	1	1	1	法19	配置図			表1に記載
48		主要用途	1	1	1	法19	配置図			表1に記載
52		確認申請書	1	1	1		確認申請書			確認申請書に記載
53		延べ面積	1	1	1		確認申請書			確認申請書に記載

通しNo.

2. [一般建築] 検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	II モデルごとの適用					III 審査内容の項目リスト			
		モデルA	モデルB	モデルC	① 主な法文	② 図面1	③ 図面2	④ 図面3	⑤ 記載事項	
54	② 図書の種類 各階平面図	1	1	1		各階平面図			杭、基礎の位置の記載 杭、基礎の構造方法、寸法、材料の種別の記載 屋根ふき材、内装材、外装材、化粧壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられるものの種別、位置及び寸法の記載	
56	二面以上の立面図	1	1	1		立面図			杭、基礎の位置の記載 杭、基礎の構造方法、寸法、材料の種別の記載 屋根ふき材、内装材、外装材、化粧壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられるものの種別、位置及び寸法の記載	
57	二面以上の断面図	1	1	1		断面図			杭、基礎の位置の記載 杭、基礎の構造方法、寸法、材料の種別の記載 屋根ふき材、内装材、外装材、化粧壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられるものの種別、位置及び寸法の記載	
58	基礎伏図	1	1	1	令38条 1項～4 1項	基礎伏図	断面リスト(構造詳細図)		杭、基礎の位置の記載 杭、基礎の構造方法、寸法、材料の種別の記載	
59	構造詳細図	1	1	1	令39条	断面リスト(構造詳細図)			屋根ふき材、内装材、外装材、化粧壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられるものの種別、位置及び寸法の記載	
60	使用構造材料一覧表	1	1	1	令37条	構造仕様書			コンクリートの骨材、水、混和材料の種別の記載 さび止め、防錆若しくは摩損防止の措置の記載	
60-1					令39条 3項	構造仕様書			さび止め、防錆若しくは摩損防止の措置の記載	
61		1	1	1	令38条 1項～4 1項	土質柱状図(基礎・地盤説明書)	基礎伏図	断面リスト(構造詳細図)	支持地盤の種別及び位置を記載	
62	基礎・地盤説明書	1	1	1	令38条 1項～4 1項	基礎伏図	断面リスト(構造詳細図)		杭、基礎の種類の記載	
63		1	1	1	令38条 1項～4 1項	基礎伏図	土質柱状図(基礎・地盤説明書)	断面リスト(構造詳細図)	杭の先端又は基礎の底部の位置の記載	
64		1	1	1	令38条 1項～4 1項	基礎伏図	断面リスト(構造詳細図)	構造仕様書	杭又は基礎の底部の許容支持力(支持力度)の記載	
69-1	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確 認に必要な図書				令39条 3項	各階床伏図	計算書		床伏図に特定天井の位置を記載	

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	II モデルごと の適用					III 審査内容の項目リスト					
		①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	モ テ ル A	モ テ ル B	モ テ ル C	①主な 法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項
116	令第3章第4節の2	配置図	補強コンクリートブロック造の塼の位置	1	1	1	令62条 の8	配置図				(補強CBを計画する場合)配置図に補強CBの高さ(高さに応じて控え壁)を記載
133		確認申請書	構造 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		確認申請書				確認申請書に記載
134		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		各階平面図				杭、基礎、はり、床、斜材の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載
135		二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		立面図				杭、基礎、はり、床、斜材の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載
136		二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		断面図				杭、基礎、はり、床、斜材の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載
137		基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		基礎伏図				杭、基礎、はり、床、斜材の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載
138		各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		各階床伏図				柱、はり、床、斜材、横補剛材の位置の記載 継手の位置の記載
139	令第3章第5節	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		屋根伏図				柱、はり、床、横補剛材の位置の記載 継手の位置の記載
140		二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		軸組図				柱、はり、斜材の位置の記載 継手の位置の記載
142		構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	1	1	1		断面リスト(構造詳細図)	構造標準図			杭、基礎、柱、はり、床、斜材の寸法、構造方法、材料の種別の記載 接合部、継手、仕口の寸法、構造方法、材料の種別の記載 開口部の位置、形状、寸法、構造方法、材料の種別の記載
143		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	1	1	1	法37条	構造仕様書				材料の種別の記載
144			令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項	1	1	1	令66条	断面リスト(構造詳細図)	構造標準図			柱脚の寸法、構造方法、材料の種別の記載
145			令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	1	1	1	令67条 2項	断面リスト(構造詳細図)	構造標準図			継手、仕口の寸法、構造方法、材料の種別の記載
147	令第66条、令第67条第2項、令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	1	1	1	令70	耐火構造等の詳細図	仕上表			H12年建告1356号に適合する仕様を記載(GB-R712mm以上など)
148			令第70条の一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項	1	1	1	令70	計算書				
153		確認申請書	構造 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		確認申請書				確認申請書に記載
154		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		各階平面図				杭、基礎、はり、床、壁(耐力壁、耐力壁以外の壁)の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載
155		二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		立面図				杭、基礎、はり、床、壁(耐力壁、耐力壁以外の壁)の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載
156		二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	1	1	1		断面図				杭、基礎、はり、床、壁(耐力壁、耐力壁以外の壁)の位置の記載 開口部の位置及び形状の記載

2. [一般建築] 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	①法令など	II モデルごと の適用				III 審査内容の項目リスト					
			② 図書の種類	③ 明示、記載、審査事項	モデルA	モデルB	モデルC	① 主な 法文	② 図面1	③ 図面2	④ 図面3	⑤ 記載事項
157	令第3章第6節	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法	1			基礎伏図				杭、基礎、はり、床、壁(耐力壁、耐力壁以外の壁)、構造スリットの位置の記載 開口部の位置及び形状の記載	
158		各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法	1			各階床伏図				柱、はり、床、壁(耐力壁、耐力壁以外の壁)、構造スリットの位置の記載	
159		小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法	1			屋根伏図				柱、はり、床の位置の記載	
160		二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法	1			軸組図				柱、はり、壁(耐力壁、耐力壁以外の壁)の位置の記載 耐力壁の開口部の位置の記載 耐力壁以外の壁の開口部、構造スリットの位置の記載 コンクリート強度の記載	
161		構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	1	1	1	断面リスト(構造詳細図)	断面リスト(構造詳細図)	構造標準図			杭、基礎、柱、はり、床、耐力壁の寸法、構造方法、材料の種類別の記載 鉄筋の配置、径、継手、定着の寸法、構造方法、材料の種類別の記載 開口部の位置、形状、寸法、構造方法、材料の種類別の記載 かぶり厚さの記載
162		使用構造物材料一覧表	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さの種類	1	1	1	構造標準図	構造標準図				材料の種類別の記載
163						構造仕様書	構造仕様書					
164						構造仕様書	構造仕様書				コンクリートの骨材、水及び混和材料の種類別の記載	
165						構造仕様書	構造仕様書				コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法の記載	
166						構造仕様書	構造仕様書				コンクリートの型枠の取外し時期及び方法の記載	
167		令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第4号、同条第5号ただし書、令第77条第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第3項ただし書に規定する構造方法の適合性審査に必要な事項 令第77条第4号に規定する基礎への適合性審査に必要な事項 令第77条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	1	1	1	構造標準図	構造標準図			継手の構造方法、材料の種類別の記載	
167-1						構造標準図	構造標準図				定着の構造方法、材料の種類別の記載	
168						断面リスト(構造詳細図)	断面リスト(構造詳細図)	計算書			帯筋の配筋を記載	
169						計算書	計算書					
214		令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	1	1	1	断面リスト(構造詳細図)	断面リスト(構造詳細図)	構造標準図		適合する仕様の記載	
217		構造計算手チェックリスト		1	1	1	計算書					
218	令第20条(構造耐力)		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用されるすべての材料の種類別(規格がある場合)については、当該規格)及び使用部位	1	1	1	計算書					
219	共通事項		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の致傷及びそれらの算出方法	1	1	1	計算書					

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト		II モデルごと の適用					III 審査内容の項目リスト				
	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	モデルA	モデルB	モデルC	①主な 法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項	
220			使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合には、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	1	1	1	計算書					
221			法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容	1	1	1	計算書					
222		特別な調査又は研究の結果等説明書	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容	1	1	1	計算書					
223			構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容	1	1	1	計算書					
224			地盤調査方法及びその結果	1	1	1	計算書					
225			地盤構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置	1	1	1	計算書					
226			基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐい、許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)	1	1	1	計算書					
227			基礎の工法(地盤改良を含む。)の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類	1	1	1	計算書					
228			構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	1	1	1	計算書					
229			地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法	1	1	1	計算書					
230		略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	1	1	1	計算書					
231		略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	1	1	1	計算書					
232		部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	1	1	1	計算書					
233			固定荷重の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書					
234			各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書					
235			各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重(以下「特殊な荷重」という。)の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書					
236		荷重・外力計算書	積雪荷重の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書					
237			風圧力の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書					
238			地震力の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書					
239			土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	1	1	1	計算書					
240			略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	1	1	1	計算書					

令第82
条各号
関係

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

I チェックリスト	II モデルごと の適用					III 審査内容の項目リスト				
	モデルA	モデルB	モデルC	①主な 法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項		
241		1	1	1	計算書					
242	応力計算書(応力図及び基礎反力図を含む。)	1	1	1	計算書					
243	令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算による安全性を確かめた建築物	1	1	1	計算書					
244		1	1	1	計算書					
245		1	1	1	計算書					
246	断面計算書(断面検定比図を含む。)	1	1	1	計算書					
247		1	1	1	計算書					
248		1	1	1	計算書					
249	基礎ぐい等計算書	1	1	1	計算書					
250	使用上の支障に関する計算書	1	1	1	計算書					
251		1	1	1	計算書					
252	層間変形角計算書	1	1	1	計算書					
253		1	1	1	計算書					
254	令第82条の2関係	1	1	1	計算書					
255	層間変形角計算結果一覧表	1	1	1	計算書					
256		1	1	1	計算書					
257		1	1	1	計算書					
258		1	1	1	計算書					
259	保有水平耐力計算書	1	1	1	計算書					
260		1	1	1	計算書					

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	IIモデルごとの適用				III審査内容の項目リスト								
					モデルA	モデルB	モデルC	①主な法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項					
261	令第82条の3関係			構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	1	1	1	計算書									
262					1	1	1	計算書									
263					1	1	1	梁の崩壊形保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値				計算書					
264					1	1	1	各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況				計算書					
265					1	1	1	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別				計算書					
266					1	1	1	保有水平耐力計算結果一覧表				計算書					
267					1	1	1	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況				計算書					
268					1	1	1	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係				計算書					
269					1	1	1	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する喫壁に使用されるすべての材料の種別(規格がある場合)については、当該規格)及び使用部位				計算書					
270					1	1	1	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法				計算書					
271	令第82条の4関係		使用材料一覧表	使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたものである場合については、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	1	1	1	計算書									
272					1	1	1	計算書									
273			荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書									
274			応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する喫壁に生ずる力の数値及びその算出方法	1	1	1	計算書									
434-2			屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書	1	1	1	計算書									
486	法第26条(防火壁及び防火床)		2面以上の断面図	令第36条の4に規定する構造方法	1	1	1	法20条2項	各階床伏図	基礎伏図			構造躯体のあき寸法を記載				
510			確認申請書	延べ面積、用途など	1	1	1	法26	確認申請書				適用される建築物かどうかの確認				
516			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	1	1	1	法26	耐火構造等の詳細図	各階平面図	配置図		耐火構造等の構造詳細、配置図・平面図で延焼ライン内の開口部の措置を記載(一般に準耐火建築物以上とすることが多いため、その適合を確認)				
519			確認申請書	用途、階数、各階床面積など	1	1	1	法27	確認申請書				適用される建築物かどうかの確認				
520			床面積求積図	床面積の求め方に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	1	1	1	法27	求積図				III審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本に記載				
				開口部及び防火設備の位置	1	1	1	法27	各階平面図				延焼のおそれのある範囲内に防火設備を記載				

2-1 一般建築 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書を作成

通しNo.	I チェックリスト		II 審査内容の項目リスト					⑤記載事項
	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	④図面1	③図面2	④図面3		
570		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	①主な法文 法28	②図面1 求積図	④図面3	III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載 機械換気方式により換気を行う場合、換気量計算書により有効換気量を算定し、仕様書(機器表)に記載。	
571			換気設備の有効換気量	法28	仕様書		中央管理方式の空気調和設備により換気を行う場合、S45告1832号第一号に基づき換気計算書(V=20AF/NのAが居室の床面積「換気上有効な開口部を減じない」)により有効換気量を算定し、仕様書(機器表)に記載。	
572		換気設備の仕様書	中央管理方式の空気調和設備の有効換気量	法28	仕様書		居室を有する建築物は、換気設備平面図に給排気ファン及び給排気口の位置並びにアンダー・ガッツ等を設ける場合はその位置を記載。	
582		各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	法28条の2	各階平面図		中央管理方式の空気調和設備により換気を行う場合、H15国交告274号第2号に基づき換気計算書(V ₁ =10(E+0.02n・A))により有効換気量を算定し、中央管理室の位置を平面図に記載。	
584			中央管理室の位置	法28条の2	各階平面図		使用建築材料はF☆☆☆☆(天井裏はF☆☆☆☆以上)又は規制対象外材料を使用する旨を記載 (上記以外の材料を使用する場合は、面積制限等を記載)	
589	法第28条の2(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)	使用建築材料表	内装の仕上りに用いる建築材料の種類及び面積	法28条の2	仕上表		石綿及びクロロピリホスを使用しない旨を記載	
591			有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	法28条の2	計算書		機械換気設備による場合、有効換気量の算出方法を計算書に記載。空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備(一般的に中央管理方式の空気調和設備)による場合、有効換気換算量の算出方法を計算書に記載。	
592	第3号		換気回数及び必要有効換気量	法28条の2	計算書		機械換気設備又は空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備(一般的に中央管理方式の空気調和設備)による場合、計算書に換気回数と必要有効換気量を記載。	
593			給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	法28条の2	計算書		機械換気設備による場合、給気機又は排気機の風量が、有効換気量以上であることを計算書に記載。空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備(一般的に中央管理方式の空気調和設備)による場合、給気機又は排気機の風量が、有効換気換算量以上であることを計算書に記載。	
594			換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	法28条の2	計算書		有効換気量又は有効換気換算量に対するダクトの全圧力損失を計算書に記載。	
617	法第30条(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	確認申請書	用途	法30	確認申請書		適用される建築物かどうかの確認	
618		各階平面図	界壁の位置及び遮音性能	法30	各階平面図		界壁の位置及び遮音の構造詳細図を記載、小屋裏まで達する旨(又は天井遮音とする旨)を記載(特記でも可)	
619		二面以上の断面図	界壁の位置及び構造	法30	断面図		界壁の位置を記載、小屋裏まで達する旨を記載	
620		二面以上の断面図	天井の位置、構造及び遮音性能	法30	断面図		界壁の位置及び遮音の構造詳細図を記載、天井の位置及び遮音の構造詳細図を記載	
623		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区(下水道処理区域の内外の別及び改訂良便種とならなければならぬ旨の規定が条例で設けられている区域の内外の別)	法31	確認申請書		【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に下水道処理区域内外の別を記載	
624	法第31条(便所)	配置図	排水ます及び公共下水道の位置	法31条	配置図		公共下水道が整備された区域において排水を公共下水道へ放流する場合、配置図に排水機、及び排水機と公共下水道の接続部、公共下水道位置を記載。	
625		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区(下水道処理区域の内外の別)	法31	確認申請書		【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に下水道処理区域内外の別を記載	
636		各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置	法32条	各階平面図		常用の電源の種類(特別高圧受電、高圧受電、低圧受電など)、位置を記載。予備電源の種類(自家発電装置、蓄電池設備、内燃機関など)、位置を記載。	
638			受電設備の電気配線の状況	法32条	構造詳細図		高圧受電及び特別高圧受電設備の電気配線の構造(単線結線図)を記載。低圧受電の電気配線の状況(引込み詳細図と開閉器盤リストなど)を記載。	

2.「一般建築」検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書を作成

通しNo.	I チェックリスト	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	II モデルごとの適用			III 審査内容の項目リスト			⑤記載事項	
					モデルA	モデルB	モデルC	①主な法文	②図面1	③図面2		④図面3
639	電気設備の構造詳細図 法第32条(電気設備)	1	1	常用の電源及び予備電源の種類及び構造	1	1	1	法32条	構造詳細図			高圧受電及び特別高圧受電設備の電気配線の構造「単線結線図」を記載。低圧受電の電気配線の状況「引込み詳細図」と開閉器盤リストなどを記載。常用の電源の構造(自家用発電装置、蓄電池設備、内燃機関)を記載。常用電源が断たれた際に自動的に切り替わるものであること、予備電源から各防災設備までの電気配線の耐熱措置(ケーブル種別)、常用電源の分電盤での分岐位置、単線結線図、発電機設備図、蓄電池設備図、幹線系統図、動力分電盤リスト等により記載。
640				予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況	1			法32条	構造詳細図			
641				ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造	1			法32条	構造詳細図			S56 建告1099号に定める構造であることを記載。
642				予備電源の容量及びその算出方法	1			法32条	計算書			自家用発電装置の場合、(一社)日本内然力発電設備協会規格NIEGA C 201-2015「自家発電設備の出力算定法」に基づく容量算定を計算書に記載。蓄電池設備の場合、(一社)電池工業会規格SBA S 0601-2014「据置蓄電池の容量算出法」に基づく容量算定を計算書に記載。
645				建築物の各部分の高さ	1	1	1	法33	配置図			建築物の各部分の高さを記載。
646				建築物の高さが20メートルを超える部分	1	1	1	法33条	立面図			立面図に地盤面からの高さが20mを超えるラインを記載。
647				雷撃から保護される範囲	1	1	1	法33条	立面図			回転球体法の球体半径や保護角法の保護角で保護される範囲を記載。
648				受雷部システムの配置	1	1	1	法33条	立面図			突針、水平導体又はメッシュ導体の配置を記載。
649				建築物の各部分の高さ	1	1	1	法33	断面図			屋上に設ける建築設備も含め、建築物の各部分の高さを記載。
652				受雷部システムの配置	1	1	1	法33条	小屋根伏図			突針、水平導体又はメッシュ導体の配置を記載。
653				雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	1	1	1	法33条	構造詳細図			屋外に設けられる部分と屋内又は埋設される部分の判別ができるものを記載。
654				日本産業規格A4201-1992又は日本産業規格A4201-2003の別受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造	1	1	1	法33条	構造詳細図			日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003のどちらの規定を適用したのかを記載。
655				避雷設備の構造詳細図	1	1	1	法33条	構造詳細図			引下げ導線の位置、材料、サイズ等がJISで規定する構造に適合していることを記載。
656				接地極の位置及び構造	1	1	1	法33条	構造詳細図			接地極の位置、形状、材料、寸法、埋設深さ等を記載。
657				腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	1	1	1	法33条	構造詳細図			腐食ににくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分
659	第1項			昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	1	1	1	法34	各階平面図			各階平面図に記載されている
660	法第34条(昇降機)			昇降機の構造詳細図	1	1	1	法34	各階平面図			昇降機の構造詳細は別願申請であって、建築物の確認申請では参考図として審査する。
661				建築物の高さ等	1	1	1	法34	確認申請書			適用される建築物かどうかの確認
662				非常用の昇降路の位置	1	1	1	法34	各階平面図			非常用EVの位置を記載
663				建築物の各部分の高さ	1	1	1	法34	断面図			3mフーンを確認し、非常用EVの要否(令129条の13の2各号のいずれかに該当)を記載(Na962と同様)
667				用途、階数など	1	1	1	法35	確認申請書			適用される建築物かどうかの確認
669				各室の床面積	1	1	1	法35	求積図	各階平面図		III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載
670	法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)			令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積	1	1	1	法35	採光、換気、排煙計算表			必要に応じて各棟の居室面積の合計を記載
671				令第116条の2第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	1	1	1	法35	採光、換気、排煙計算表			採光、換気、排煙設備について排煙有窓として計画する場合のみ)
674					1	1	1	令117	各階平面図			令第117条第1号の規定に適合することの確認に必要事項を記載(耐火構造の壁により棟を別にする場合のみ)
675					1	1	1	令117	各階平面図	その他		令第117条第2項第2号の規定に適合することの確認に必要事項を記載(渡り廊下により棟を別にする場合のみ)
676				開口部及び防火設備の位置	1	1	1	令123	各階平面図			防火区画の開口部の位置とその構造(構造は凡例による)を記載
677				耐力壁及び非耐力壁の位置	1	1	1	令123	各階平面図			耐力壁及び非耐力壁の位置を記載(建築物の構造や耐火構造等の詳細図などで記載できなくても適合すること分かつては記載不要)
678				防火区画の位置及び面積	1	1	1	令123	各階平面図	求積図		(令112条防火区画は法36条のため)
679				階段の配置及び構造	1	1	1	令123	各階平面図			階段の種類(屋内と屋外の別、直通階段か避難階段の別)を記載 ・階段の構造(例えば避難階段の構造に適合する旨を凡例等を用いて表現)を記載

2. [一般建築] 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書を作成

I チェックリスト	II モデルごと				III 審査内容の項目リスト				
	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	④主な法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項	
680	令第5章第2節 廊下、避難階段及び出入口	各階平面図	階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積	1 1 1 1 1	各階平面図	求積図	採光、換気、排煙計算表	階段の種類により、階段室、バルコニー及び付室の開口部の構造(凡例等を用いて表現)を記載 付室に設ける外気に向かって開く窓の構造と面積を記載 開口部の大きさ(開口面積㎡、遮り戸など)を記載 バルコニー又は付室の面積を記載	
681			歩行距離	1 1 1	各階平面図	仕上表	採光、換気、排煙計算表	2以上の直通階段の位置を記載 避難階段以外の歩行距離を記載(内装の記載→仕上表、採光有窓→採光・換気・排煙計算) 重複距離を記載 避難上有効なバルコニーを記載 メソネット型共同住宅の歩行距離を記載 避難階の居室及び階段からの歩行距離を記載 避難階の令125条出口、屋外避難階段出口の位置を記載	
682			廊下の幅	1 1 1	各階平面図	各階平面図	廊下の幅を記載		
683			避難階段及び特別避難階段の階段幅と出入口の幅	1 1 1	各階平面図	各階平面図	求積図		避難階段及び特別避難階段の階段幅とその合計を記載 当該階段に通ずる出入口の幅を記載 屋上広場の位置、面積を記載
684			物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅	1 1 1	各階平面図	各階平面図			避難階における居室及び階段から出口までの歩行距離の記載、物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅を記載
685			令第118条に規定する出口の戸	1 1 1	各階平面図	各階平面図			劇場等における客席からの戸の内開き、屋外出口の戸の内開きでないことを記載
686			令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造	1 1 1	各階平面図	各階平面図			令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造(例えば鍵を用いなくても開錠することができる旨など)を記載
687			令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ	1 1 1	各階平面図	各階平面図	立面図	断面図	バルコニー、開放廊下、屋上、吹き抜けなどとなっている部分の手すりの高さの記載
688			二面以上の断面図	1 1 1	断面図	断面図	各階平面図		直通階段の構造(直通性)を記載(平面図又は階段詳細図も可)
689			耐火構造等の構造詳細図	1 1 1	耐火構造等の詳細図	耐火構造等の詳細図	耐火構造等の詳細図	耐火構造等の詳細図	主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種類、寸法など)の記載、防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載
690	室内仕上げ表	1 1 1	令第123条第1項第2号及び第3項第4号に規定する部分の仕上げ及び地下の材料の種類及び厚さ	1 1 1	仕上表		避難階段又は特別避難階段の内装(下地、仕上)を記載		
691	令第117条第2項第2号及び令第123条第3項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書	1 1 1	令第123条第3項第2号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	1 1 1	採光、換気、排煙計算表		外気に向かって開くことのできる窓、又は排煙設備を記載。 (令117条2項2号はNo.675に記載)		
692	確認申請書	1 1 1	用途、階数、延べ面積など	1 1 1	確認申請書		適用される建築物かどうかの確認		
696	令第117条第2項第2号及び令第123条第3項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第116条第2項第2号に該当する窓その他の開口部の位置	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	1 1 1	各階平面図	求積図	仕上表	H12年建告1436号の適合性に必要な事項(内例、天井高さ(H≧3m)、防煙壁の位置・構造・高さ、室・居室の別、各室面積、内装など)を凡例等を用いて記載	
697			防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置	1 1 1	各階平面図	各階平面図	求積図		採光、換気、排煙計算表に記載(排煙無窓)
698			排煙口の位置	1 1 1	各階平面図	各階平面図	求積図		防火区画及び防煙壁の区画の位置、及び防煙区画の面積を記載
699			排煙風道の配置	1 1 1	各階平面図	各階平面図	建具表		排煙窓の位置、排煙口までの距離(30m以下)を記載
700			排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	1 1 1	各階平面図	各階平面図	建具表		排煙ダクトの経路を記載。
701			各階平面図	1 1 1	各階平面図	各階平面図	建具表		手動開放装置の位置を記載(高さは特記で措置するものとする)
702			排煙口の開口面積又は排煙機の位置	1 1 1	採光、換気、排煙計算表	採光、換気、排煙計算表	建具表	各階平面図	排煙計算を記載(排煙窓の大きさは建具表又は計算に記載、また外倒し窓などの場合は、開放有度も併せて記載) 機械排煙の場合、排煙機の位置を記載。

2. [一般建築] 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	II 審査内容の項目リスト				⑤記載事項
		①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	④図面3	
703	令第5章第3節 排煙設備			法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置	非常用エレベーターを設置する場合及び各構えの床面積が1,000㎡を超える地下街の場合、中央管理室にて排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことを記載。又、中央管理室の位置を記載。	
704				予備電源の位置	予備電源を必要とする排煙設備を設置する場合、発電機設備(電気設備図)又は内燃機関(排煙機付風)の位置を記載。	
708				防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	各室、各居室の求積(排煙区画(防火区画はNo.667に記載))を記載	
709				建築物の高さ等	地盤面と建築物高さを記載(H12年建物1436号が適用できるかどうかの判断)	
711				排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	防煙壁(下がり壁)と排煙開口部高さの比較をし、有効高さとなっているかどうかを記載	
716				建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別	防煙壁の仕上げ(排煙告示により下地まで要求される場合は、下地も含む)を記載	
717				排煙口の構造	排煙口(煙で接する部分)は不燃材料で造ることを記載	
718				排煙口に設ける手動開放装置の使用	令第126条の3第1項第二号、第三号、又はH12告1436号第一号ハ(告示第一号適用の場合)に適合することの記載	
719				排煙風道の構造	平面で確認	
720				排煙設備の電気配線に用いる配線の種別	令第126条の3第1項第二号、第七号、又はH12建物1436号第二号ホ(告示第二号適用の場合)に適合することの記載	
722				排煙機の空気を排出する能力を算定した際の計算書	電圧及び制御配線(耐火ケーブル、耐火ケーブルなど)がS45告1829号に適合することを記載	
724				確認申請書	排煙機の排煙風量の算定を計算書に記載	
726	令第5章第4節 非常用の照明装置			用途、階数、延べ面積など	適用される建築物かどうかの確認	
727				照明器具の位置及び構造	平面図に、非常用の照明装置の位置を記載 又、照明器具図などに、S45告1830号に定める構造であること又は(一社)日本照明工業会(UJMA)評定品である評定番号を記載。予備電源については、内蔵型又は別置型の別を記載。(別置型の場合、法32条の予備電源の容量に反映)	
728				非常用の照明装置に上つて、床面に置いてCLLルーフ以上の照度を確保することができる範囲	平面図に、非常用の照明装置の所定の照度範囲を記載。	
733				赤色灯及び非常用出入口である旨の表示の構造	「告示1411号適用の場合、屋外への出口までの歩行距離又は室面積を記載 代替用出入口、非常用出入口の位置と間隔の記載 非常用出入口のバロコニーの位置、大きさを記載 代替用出入口、非常用出入口の大きさを確認(凡例記載)	
734	令第5章第5節 非常用の出入口			非常用出入口又は令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部の構造	代替用出入口の位置を記載 非常用出入口の位置を記載し、三角マークや赤色灯を記載	
735				赤色灯及び非常用出入口である旨の表示の構造	赤色灯の位置の及びS45告1831号第1に定める構造であることの記載。	
737	令第5章第6節 敷地内の遊歩上及び消火上必要な通路等			延べ面積など	適用される建築物かどうかの確認 各出入口から位置を確認の上、敷地内通路、大規模建築物の周囲の通路を敷地内に複数種ある場合は、各種の延べ面積及び耐火建築物等の種別を一覧表にして記載(3m通路等の要否が分かるもの)	
739				敷地内における通路の幅員	配置図	

2. [一般建築] 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書を作成

通し No.	I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト					
			① 法令など	② 図書の種類	③ 明示、記載、審査事項	④ 図面3	⑤ 記載事項	
801	I チェックリスト	モデル A	① 主な 法令	② 図面1	③ 図面2	④ 図面3	⑤ 記載事項	
802		モデル B	1	1	1	1	1	区画に接するスパン・ドレレル貫通など、断面情報が必要な場合に記載。
803		モデル C	1	1	1	1	1	区画に接するスパン・ドレレル貫通など、断面情報が必要な場合に記載。
805		モデル D	1	1	1	1	1	防火ダンパー (FD、SFD、SDなど) が S48 告 2565 号に定める構造で、H12 告 1376 号により設けられていること記載。
808		モデル E	1	1	1	1	1	適用される建築物かどうかの確認
809		モデル F	1	1	1	1	1	境界又は防火上主要な間仕切壁の位置は凡例を用いて記載
810		モデル G	1	1	1	1	1	強化天井の位置、構造の記載 (令 112 条 3 項 1 号、2 号)
811		モデル H	1	1	1	1	1	防火上主要な間仕切壁の適用除外 (自動スプリンクラー設備等設置部分) に関する構造方法への適合性審査に必要な事項を記載
812		モデル I	1	1	1	1	1	防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するための必要な事項 (1 項において未制定)
813		モデル J	1	1	1	1	1	ダクト平面図でダクト経路、114 条区画貫通位置及びダンパー種別を記載。
816	モデル K	1	1	1	1	1	配管及び風道の防火区画貫通部のすき間を埋める材料 (不燃材料) を記載。	
819	モデル L	1	1	1	1	1	建築面積 300 m ² を超える木造壁の位置を記載	
825	モデル M	1	1	1	1	1	114 条区画の位置、小屋裏まで達する旨を記載 (特記でも可)	
827	モデル N	1	1	1	1	1	令 114 条区画に用いられる主要構造部の耐火構造等の断面構造 (材料の種類別、寸法など) の記載。防火設備の告示番号 (大臣認定品は認定番号) を記載。	
846	モデル O	1	1	1	1	1	H12 建告 1388 号に定める構造の記載。	
847	モデル P	1	1	1	1	1	通常、照明設備、換気設備で対応している (戸建てであれば窓もあるかもしれない) 窓に代わる設備を設ける場合、水洗便所、換気設備、照明設備を記載。	
849	モデル Q	1	1	1	1	1	屋外に給水タンク (高架水槽)、貯水タンク (受水槽) を設ける場合、水槽の位置を記載。	
850	モデル R	1	1	1	1	1	配管種別 (給水、排水、通気、ガス、冷暖房、空気調和設備、電力配管、配線、生産用配管など) 及び各配管経路を記載。また、排水設備の未端は、公共下水道、都市下水道その他の排水施設に連通されていることを記載。	
851	モデル S	1	1	1	1	1	各階平面図に配管種別 (給水、排水、通気、ガス、冷暖房、空気調和設備、電力配管、配線、生産用配管など) 及び各配管経路を記載。	
852	モデル T	1	1	1	1	1	配管平面図に防火区画位置及び配管材料が不燃材料でない場合は H12 建告 1422 号の規定に適合すること又は大臣認定工法の場合、大臣認定番号を記載。	
	モデル U	1	1	1	1	1	各階平面図に受水槽、高架水槽等の位置と S50 建告 1597 号第二号イの規定に適合することを記載。	
	モデル V	1	1	1	1	1	各階平面図に受水槽、高架水槽等の位置と S50 建告 1597 号第二号イの規定に適合することを記載。	

2.「一般建築」検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

I チェックリスト	II モデルごとの適用					III 審査内容の項目リスト				
	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	モテラ モテル モテル モテル モテル	モテラ モテル モテル モテル モテル	①主な 法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項
853			ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	1	1	令第129条の2の4	各階平面図			3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の場合、各階平面図にガス栓又はガス漏れ警報設備の位置を記載。
856			給水タンク等の位置及び構造	1	1	令第129条の2の4	断面図			受水槽、高梁水槽等の位置とS50建告1597号第1第二号イの規定に適合することを記載。
857		二面以上の断面図	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺状況	1	1	令第129条の2の4	断面図			受水槽、高梁水槽等の位置とS50建告1597号第1第二号イの規定に適合することを記載。
858			ガス漏れ警報設備を設けた場合にあっては、当該設備及びガス栓の位置	1	1	令第129条の2の4	各階平面図	仕様書		平面図、仕様書に記載
859			腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために課した措置	1	1	令第129条の2の4	仕様書			土中埋設配管、屋外露出配管、多湿箇所等の配管材料又は防腐措置を記載。鉛管を使用する場合はコンクリート埋設部には使用しない旨を記載。
860			圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造	1	1	令第129条の2の4	仕様書			大気圧より高い圧力で使用される密閉式膨張タンク、ボイラー、電気温水器具等を使用する場合、逃し弁、安全弁などの安全装置が設置されることを記載。
861			水槽、流しその他水を入れ、又は受け取る設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉部の構造	1	1	令第129条の2の4	仕様書			吐水口空間の確保、バキュームブレーカー等の逆流防止措置を記載。
864	令第129条の2の4 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	配管設備の仕様書	給水管に課したウォーターハンマー防止のための措置	1	1	令第129条の2の4	仕様書			流速を制限した配管選定、ウォーターハンマー防止器の設置、水撃防止形逆止弁の採用、配管経路設計等を記載。
865			ガス栓の金属管等への接合方法	1	1	令第129条の2の4	仕様書			3階以上の階を共同住宅に供する建築物の場合、強化ガスホース(金属線入り)とねじ接合を記載。
866			ガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種類	1	1	令第129条の2の4	仕様書			3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の場合、ヒューズコックを記載。
867			排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	1	1	令第129条の2の4	仕様書			排水トラップや排水のための配管設備がS50建告1597号第2第二号(排水管)、第三号(排水トラップ)、第六号(通気管)、第六号(排水再利用配管設備)の規定に適合することを記載。
869	法第36条(この章の規定を實施し、又は補充するに必要技術的基礎)	配管設備の構造詳細図	給水タンク等の構造	1	1	令第129条の2の4	構造詳細図			受水槽、高梁水槽の構造が、S50建告1597号第1第二号に適合していることを記載。
870			排水槽の構造	1	1	令第129条の2の4	構造詳細図			排水槽の構造が、S50建告1597号第2第二号に適合していることを記載。
871			阻集器の位置及び構造	1	1	令第129条の2の4	構造詳細図			阻集器の構造が、S50建告1597号第四号に適合していることを記載。
872			ガス漏れ警報設備の構造	1	1	令第129条の2の4	構造詳細図			3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の場合、ガス漏れ警報設備がS56建告1099号第2に適合する構造であることを記載。
878			配管設備の種類、配置及び構造	1	1	令第129条の2の4	系統図			飲料水の配管設備、排水のための配管設備、ガスの配管設備などの別を記載。
879			配管設備の末端の連結先	1	1	令第129条の2の4	系統図			排水放流先(公共下水道、都市下水道、用水路、道路側溝、地下浸透ます等)を記載。
880		配管設備の系統図	給水管、配電管その他の管が防火区面等を貫通する部分の位置	1	1	令第129条の2の4	系統図			各階平面図で表現できない防火区画貫通等の位置を記載。
881			給水管の止水弁の位置	1	1	令第129条の2の4	系統図			主要な給水管の分岐部に、止水弁の位置を記載。
882			排水トラップ、通気管等の位置	1	1	令第129条の2の4	系統図			平面図等他の図面では分かりにくい縦系統の内容を記載。又、通気管はS50建告1597号第五号に適合していることを記載。
882-1			排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	1	1	令第129条の2の4	計算書			配管設備の容量(サイズ)及び傾斜(勾配)について、配管口径選定根拠及び配管勾配の設計基準を記載。

2. [一般建築] 検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	II モデルごとの適用					III 審査内容の項目リスト					
		①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	モデルA	モデルB	モデルC	①主な法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項
883			配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種別	1	1	令第129条の2の4	仕様書				風道を含む配管の材質を記載。
889			各階平面図	給気口又は給気機の位置	1	1	令第129条の2の5	各階平面図				自然換気(換気上有効な給気口・排気筒・排気口)の位置を記載。 機械換気(換気上有効な給気機・排気機) (換気上有効な給気機・排気口) (換気上有効な給気口・排気機)を記載。
890				排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	1	1	令第129条の2の5	各階平面図				自然換気(換気上有効な給気口・排気筒・排気口)の位置を記載。 機械換気(換気上有効な給気機・排気機) (換気上有効な給気機・排気口) (換気上有効な給気口・排気機)を記載。
894				給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設けられる雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	1	1	令第129条の2の5	構造詳細図				外部に面する換気用開口部の防雨、防虫、防塵等の措置を記載。
895	令第129条の2の5 (換気設備)	換気設備の構造詳細図	換気設備の構造詳細図	直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造	1	1	令第129条の2の5	構造詳細図				第一種又は第二種換気の給気用換気扇、又は第三種換気の排気用換気扇を設ける場合、外気の流れによる室内外圧力差変動によって著しく換気能力が低下しない構造(ウエザーカーバー設置など)を記載。
896				中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターの構造	1	1	令第129条の2の5	構造詳細図				空調機のフィルターの交換が容易に行える点検口やフィルター引き抜きスペースの確保の記載。
898				中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気能力及びその算出方法	1	1	令第129条の2の5	計算書				中央管理方式の空気調和設備の給気機の給気能力又は排気機の排気能力について、換気経路の圧力損失を考慮した換気能力であることを算出した方法を計算書に記載。
899				換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	1	1	令第129条の2の5	計算書				中央管理方式空気調和設備の有効換気量に対するダクトの全圧力損失を計算書に記載。
900			換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別	1	1	令第129条の2の5	仕様書	構造詳細図			空気を汚染するおそれのない材料(亜鉛鋼板等)で造られていることを記載。
907				エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	1	1	令第129条の7	各階平面図				エレベーター機械室の換気上有効な開口部、又は換気設備を記載。
908			各階平面図	エレベーターの機械室の出入口の構造	1	1	令第129条の7	各階平面図				出入口幅70cm以上、高さ1.8m以上、施錠装置を有する鋼製戸を記載。
909				エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	1	1	令第129条の7	各階平面図				けあげ23cm以下、踏面15cm以上、階段両側に側壁がない場合、手摺を記載。
910	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号(適用の範囲)並びに令第129条の4(エレベーターの構造上主要な部分)から令第129条の11(適用の除外)		床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	1	1	令第129条の7	各階平面図				H12建告1436号第1号オーブタイプエレベーターの確認事項を記載。
924				エレベーターの機械室の床面積から天井又ははりの下端までの垂直距離	1	1	令第129条の7	断面図	各階平面図			エレベーターの定格速度に応じた、機械室高さが確保されていることを記載。
925				エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	1	1	令第129条の7	各階平面図				けあげ23cm以下、踏面15cm以上、階段両側に側壁がない場合、手摺を記載。
934			エレベーターの使用材料表	エレベーターのかごと及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別	1	1	令第129条の7	仕上表				エレベーターのかごと及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別は、難燃材料で造るか覆うの記載
961				非常用エレベーターの配置	1	1	令第129条の13の3	各階平面図				非常用エレベーターである旨(2基以内ごとの区画も)を記載

2. [一般建築] 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通し No.	I チェックリスト		II モデルごとの適用					III 審査内容の項目リスト			
	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	モテラ	モテルB	モテルC	①主な法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項
962	令第129条の13の2(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)及び令第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	各階平面図	高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途				令第129条の13の3	立面図	各階平面図		非常用エレベーターの設置の要否を判断する為、令第129条の13の2第1項第一号の用途(高さ31mを超える部分を階段室、昇降機、機械室、裝飾塔、物見塔、屋窓など)の確認。 No.663と同様
963			非常用エレベーターの乗降ロビーの位置				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		乗降ロビーである旨、耐火構造の床・壁で区画されている旨(凡例)、乗降ロビーの面積を記載
965			非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		凡例を記載
966			非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁(窓若しくは非煙設備又は出入口を除く。)の構造				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		凡例を記載
967			予備電源を有する照明設備の位置				令第129条の13の3	各階平面図	計算書		予備電源を有する照明設備(一般的には令第126条の4,5に基づく非常用の照明装置)の位置を記載。
968			屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		乗降ロビー壁面に、消火設備などの収納スペースが確保されていること。
969			非常用エレベーターの積載量及び最大定員				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		積載量1,150kg以上、最大定員17名以上を記載。
970			非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を記載した標識を掲示する位置を記載。
971			非常用エレベーターを非常用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置				令第129条の13の3	各階平面図	各階平面図		消防隊が非常用エレベーターを消火活動として使用中である旨の赤色文字で表示する位置を記載。 しない為、非常用として使用中であることを記載。
972			非常用エレベーターの昇降路の床及び壁(乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる銅索、電線その他のものの周囲を除く。)の構造				令第129条の13の3	各階平面図	仕上表		非常用EV2基以内ごとの耐火構造区画、昇降路内の内装を記載
973	避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに類しているもの)の位置				令第129条の13の3	配置図	各階平面図		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口の位置とその歩行距離を記載 当該出口が、道又は道に通ずる4m以上の通路に接していることを記載		
975	床面積求積図		非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部の寸法及び算式			令第129条の13の3	求積図	各階平面図		非常用エレベーターの台数、乗降ロビーの面積を記載	
976	二面以上の断面図		建築物の高さが31メートルとなる位置			令第129条の13の2	断面図	平均地盤面算定図	各階平面図	非常用エレベーターの設置を要しない建築物の該当号の記載 非常用エレベーターの設置の有無を記載(平面図でも可)。	
984-1	令第129条の13の3第13項の規定に適合することの確認に必要な図書		項			令第129条の13の3	仕様書	各階平面図	構造詳細図	外気に向かって開くことのできる窓、又は非煙設備を記載。	
985	令第37条(建築材料の品名)	使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種別	1	1	1	法37	仕上表	仕上表	指定建築材料はJIS又はJASに適合するものを使用する旨を記載	

2. [一般建築] 検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

I チェックリスト	II モデルごとの適用					III 審査内容の項目リスト			
	モデル A	モデル B	モデル C	① 主な法文	② 図面 1	③ 図面 2	④ 図面 3	⑤ 記載事項	
1093	法第41条の2(適用区域)	確認申請書	③ 明示、記載、審査事項 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	1	1	法41条の2		都市計画区域、準都市計画区域内外の別を確認	
1094	法第43条(敷地等と道路との関係)	確認申請書 付近見取図 配置図	道路許可・認定など 敷地の位置 敷地の道路に接する部分及びその長さ	1	1	法43		確認申請書の記載内容を確認 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載 表1	
1014	法第44条(道路内の建築制限)	配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	1	1	法44	各階平面図	門、扉及び外壁開口部(いずれも開放した状態)が道路境界線を越境しないことを記載(明らかでない場合を除く)	
1044		確認申請書	用途地域など	1	1	法48		確認申請書の記載内容を確認	
1048		付近見取図	敷地の位置	1	1	法48		方位、道路及び目標となる地物、敷地の形状、敷地の位置を記載 異なる用途地域がある場合には、その旨を記載	
1051		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	1	1	法48		表1	
1052	法第48条(用途地域等)	配置図	用途地域の境界線	1	1	法48	求積図	各境界線の位置、用途地域の境界線、用途地域(無指定含む)ごとの敷地面積、工作物(機械式自動車駐車場(築造面積))を記載	
1054-1		各階平面図		1	1	法48	各階平面図	用途地域(無指定含む)の建築物用途(2以上の建築物用途がある場合には、それらの用途ごとの延べ面積、階における建築物用途を確認	
1075		確認申請書	延べ面積など	1	1	法52	確認申請書	確認申請書の記載内容を確認	
1080		付近見取図	敷地の位置	1	1	法52	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置(容積率)を確認	
1084		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	1	1	法52	配置図	容積率の異なる区域がある場合には、その旨を記載	
1085	法第52条(容積率)	配置図	指定された容積率の異なる地域の境界線	1	1	法52		表1	
1086		各階平面図	敷地の境界線	1	1	法52	配置図	指定された容積率の異なる地域の境界線を記載	
1090		床面積求積図	敷地の境界線	1	1	法52	配置図	表1	
1091		二面以上の断面図	敷地の境界線	1	1	法52	求積図	III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(各室用途面積)	
1094		敷地面積求積図	敷地の境界線	1	1	法52	断面図	III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(床面積)	
1095		確認申請書	敷地面積の求め方に必要な敷地の各部	1	1	法52	求積図	No.1096で算出した地盤面を、各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さと併せて記載(地階縁の場合)	
1108		付近見取図	敷地の位置	1	1	法53	確認申請書	III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(敷地面積)	
1113		配置図	敷地面積の求め方に必要な敷地の各部	1	1	法53	付近見取図	確認申請書の記載内容(角地などの縁和条件も)を確認	
1117		配置図	敷地面積の求め方に必要な敷地の各部	1	1	法53	配置図	方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載	
1118		敷地面積求積図	敷地面積の求め方に必要な敷地の各部	1	1	法53	配置図	建築率の異なる区域がある場合には、その旨を記載	
1120		敷地面積求積図	敷地面積の求め方に必要な敷地の各部	1	1	法53	配置図	表1	
1121		建築面積求積図	建築面積の求め方に必要な建築物の各部	1	1	法53	求積図	防火地域、準防火地域、用途地域の境界線を記載(2以上の地域にまたがる場合のみ)	
1122		耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の断面の構造、材料の種別及び寸法	1	1	法53	求積図	表1	
1171		確認申請書	用途地域など	1	1	法56	確認申請書	III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(敷地面積)	
1175		付近見取図	敷地の位置	1	1	法56	付近見取図	III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(建築面積)	

2. [一般建築] 検討内容

2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

I チェックリスト	II モデルごと の適用				III 審査内容の項目リスト				
	モデルA	モデルB	モデルC	モデルG	① 主な 法文	② 図面1	③ 図面2	④ 図面3	⑤ 記載事項
1181		1	1	1	法56	配置図			<道路> ・前面道路の路面の中心レベルと地盤面 <隣地/北側> ・地盤面と隣地地盤面 を記載 <道路/隣地/北側> ・建築物の各部分の高さと当該斜線制限の計算式を比較し、適合する旨を 記載(立面又は断面図でも可)
1182		1	1	1		配置図			<道路> ・いわゆる2Aかつ35mを適用する場合は、その適用を受ける範囲を記載
1183		1	1	1	法56	配置図			<道路/隣地/北側> ・地盤面と隣地地盤面又は前面道路の中心レベルにおいて、各地盤面の異 なる区域があれば記載(高低差線とを適用する場合)
1184	配置図			1	法56	配置図			<隣地> ・隣地斜線が適用される高さ(20m、31m)を超える部分における隣地境界 線等までの最小水平距離を記載
1185		1	1	1	法56	配置図			<道路> ・当該前面道路における最小後退距離の緩和を適用する場合には、その距 離 ・上記緩和を適用する場合における令130条の12(門扉等の高さなど)が、 当該規定に適合する旨を記載
1187		1	1	1	法56	配置図			<道路/隣地/北側> ・2以上の用途地域にまたがる場合は、その用途地域の境界線を記載
1190		1	1	1	法56	配置図			<道路> ・いわゆる2Aかつ35mを適用する場合は、その適用を受ける範囲を記載
1191	法第56条(建築物の各部分 の高さ)	1	1	1	法56	配置図			<道路/隣地> ・前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線にある水面等(各斜線によつ て空地が異なる)がある場合には、その位置及び幅を記載
1202	二面以上の断面図	1	1	1	法56	断面図			<道路> ・道路斜線計算式と当該建築物の各部分の高さを比較し、適合する旨を記 載 ・上記計算にあたっては、道路中心レベルとの高低差及び区域等の異なる 場合を記載するほか、道路高低差緩和、後退緩和、2Aかつ35m緩和又は 公園等緩和を適用する場合は、それらを記載 <隣地> ・隣地斜線計算式と当該建築物の各部分の高さを比較し、適合する旨を記 載 ・上記計算にあたっては、隣地斜線が適用される高さ(20m、31m)を超える 部分における隣地境界線等までの最小水平距離及び区域等の異なる場合 を記載するほか、高低差緩和又は公園等緩和を適用する場合は、それらを 記載 <北側> ・北側斜線計算式と当該建築物の各部分の高さを比較し、適合する旨を記 載 ・上記計算にあたっては、区域等の異なる場合を記載するほか、高低差緩 和、北側の前面道路の反対側の境界線又は水面等(二つの一)の緩和を通 用する場合は、それらを記載
1217	地盤面算定表	1	1	1	法56	配置図			【確認すべき内容】 道路/隣地/北側のそれぞれの記載について配置図との整合、水面等の緩 和を適用する場合は当該斜線制限にきよきよかどうかを確認
1218		1	1	1	法56	平均地盤面算定			建築物が周囲の地面と接する各位置の高さを記載
1293	確認申請書	1	1	1	法56条 の2	確認申請書			【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に規制時間及び測定面の高さ を記載

2. [一般建築] 検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通し No.	I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト				
			① 主な法文	② 図面1	③ 図面2	④ 図面3	
1298	①法令など	モデルA	③ 明示、記載、審査事項 敷地の位置	② 図面1 付近見取図	③ 図面2	④ 図面3	⑤ 記載事項 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載 日影規制の異なる区域がある場合には、その旨を記載
1300		モデルB	敷地の位置	付近見取図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載
1308		モデルC	縮尺及び方位	配置図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載 配置図と日影図において、建築物の位置、建築物の高さ、土地の高低、道路や水面等の位置及び幅が整合していることを確認 日影規制の異なる区域がある場合には、その旨を記載
1310			縮尺及び方位	日影図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載
1314	法第56条の2(日影による中高層の建築物の高さの制限)		法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線	日影図			日影規制の対象区域の境界線、日影時間の異なる区域の境界線、別表第四の地域・地区の境界線、高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線を記載
1316			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	日影図			道路、水面、線路敷等の位置及び幅員を記載し、当該線種となる境界線及び隣地境界線からの5m10mラインを記載
1319			平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	日影図			敷地内における建築物の位置、平均地盤面(No.1332)からの建築物の各部分の高さを記載
1327			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで(道内全域内にあつては午前9時から30分ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	その他			日影管率表及び測定面における ・30分ごとの時刻日影図 ・等時間日影図 ・指定点の位置及び時間を記載
1329			地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	その他			平均地盤面(No.1332)からの建築物の各部分の高さを記載 屋上に建築設備等がある場合には、その高さも記載
1332			隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地盤面	その他			隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地盤面を記載(高低差緩和の場合)
1493			建築物が周囲の地盤面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	平均地盤面算定図			建築物が周囲の地盤面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式(敷地内の建築物全体)を記載
1498			防火地域、延べ面積、階数など	確認申請書			適用される建築物かどうかの確認
1500			耐力壁及び非耐力壁の位置	配置図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載
1501	法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)		耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			延焼のおそれのある範囲内に防火設備を記載(記載がなくても延焼のおそれのある範囲内に耐力壁及び非耐力壁を記載(記載がなくても適用することができれば記載不要))
1502			開口部及び防火設備の位置	各階平面図			延焼防止建築物の場合は、防火区画及び立面積を記載
1503			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1504			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1505			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1508			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1509			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1514			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1515			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1516			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)
1744			耐力壁及び非耐力壁の位置	各階平面図			III 審査内容の項目リスト ⑤ 主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)

2. [一般建築] 検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

通しNo.	I チェックリスト	II モデルごと の適用					III 審査内容の項目リスト			
		モデルA	モデルB	モデルC	①主な 法文	②図面1	③図面2	④図面3	⑤記載事項	
1745	①法令など 配置図				1	BF法 配置図			<ul style="list-style-type: none"> 一般基準(敷地内の通路)の記載 移動等円滑化経路(敷地内の通路、BF駐車場、道)の記載 BFチェックリストの添付(チェックリストに適合と記載していても、計画漏れを防止するために、配置図及び平面図に記載又は載BF用の図面を作成し添付する) 	
1745-1					1	BF法 配置図	各階平面図		<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者移動等円滑化経路(不特定多数の者を含む)の措置 道から令第20条第2項の案内板、又は同条第3項の案内所までの経路、車路に近接する部分、段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分等に設置する点状ブロック等の敷設位置。(必要に応じて平面図にも記載) 	
1746 1747	高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条				1	BF法 配置図	各階平面図		<ul style="list-style-type: none"> BF駐車場の位置及び寸法並びに標識を記載。 BF客室の必要室数の計算を記載。 	
1748					1	BF法 各階平面図	各階平面図		<ul style="list-style-type: none"> 一般基準(廊下、階段、傾斜路、BF便所、ホテル旅館の客室) 移動等円滑化経路(出入口幅、廊下、傾斜路、EV、標識、案内設備、案内所、BF駐車場、客室)の記載 BFチェックリストの添付 	
1749					1	BF法 各階平面図	各階平面図		<ul style="list-style-type: none"> 廊下、階段、BF便所、BF客室、EV、乗降ロープ、標識、案内設備の構造及び位置を記載 	
1750					1	BF法 配置図	各階平面図		<ul style="list-style-type: none"> 18条2項6号は、特殊なEV 19条は、EV、BF便所、BF駐車場 これらの標識の位置を記載(No.1748と同じ) 	
1755					1	BF法 各階平面図	各階平面図		客室内の構造が分かる詳細図(特記でも可)などを記載	
1756					1	BF法 各階平面図	各階平面図		BF便所内の構造が分かる詳細図(特記でも可)などを記載	

② 試審査用確認申請図書の作成

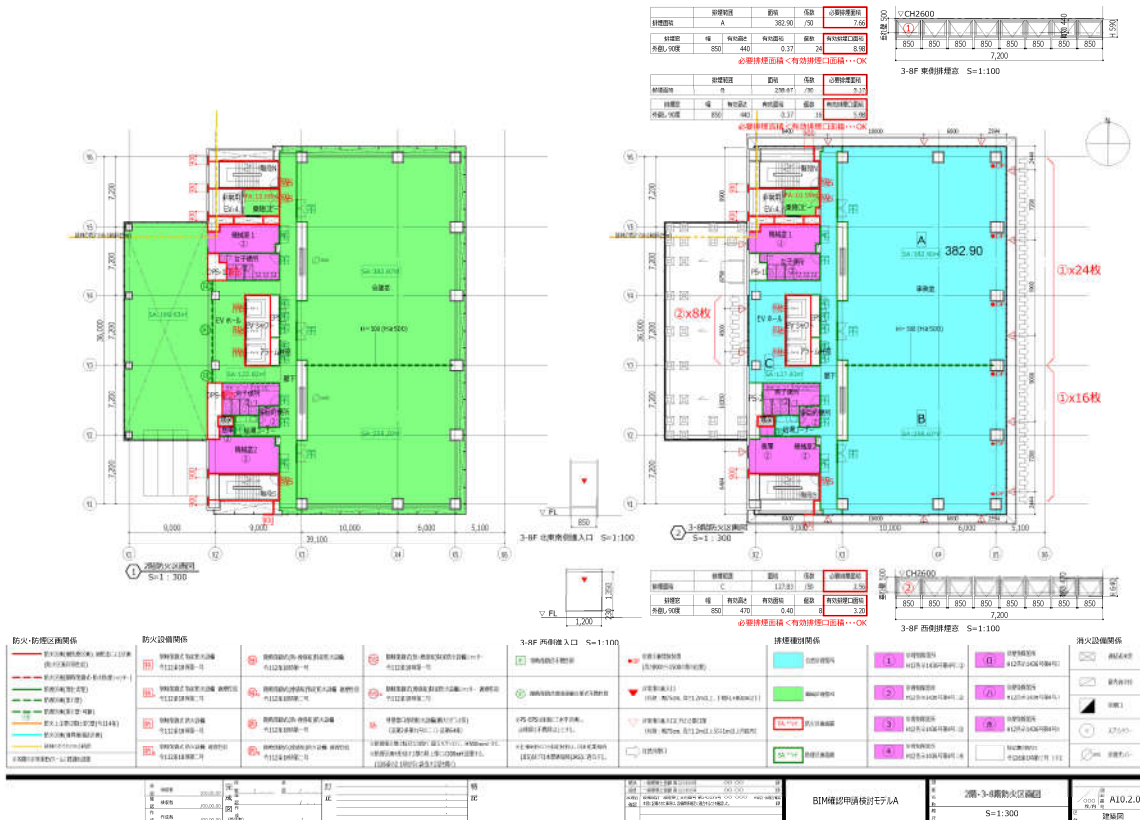
先にまとめた「審査内容の項目リスト」に基づき、BIM モデルから生成される 2 次元図面表現として作成し、試審査用確認申請図書を作成した。当該図書における表現方法は、「2-1-3) 追記事項、凡例等、試審査用確認申請図書上で付加的に表現する要素の抽出と整理」を踏まえている。

③ 試審査用確認申請図書を対象とした試審査の実施

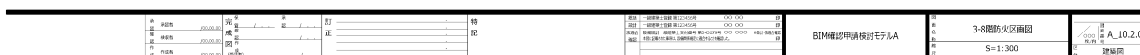
「審査内容の項目リスト」に沿って作成された試審査用確認申請図書に対し、試審査を実施した。試審査は、建築物の意匠、構造、設備に係るものとし、質疑回答を実施のうえ、その結果を試審査用確認申請図書へ反映させた。

なお、次項以降に、作成した試審査用確認申請図書の例を示す。

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

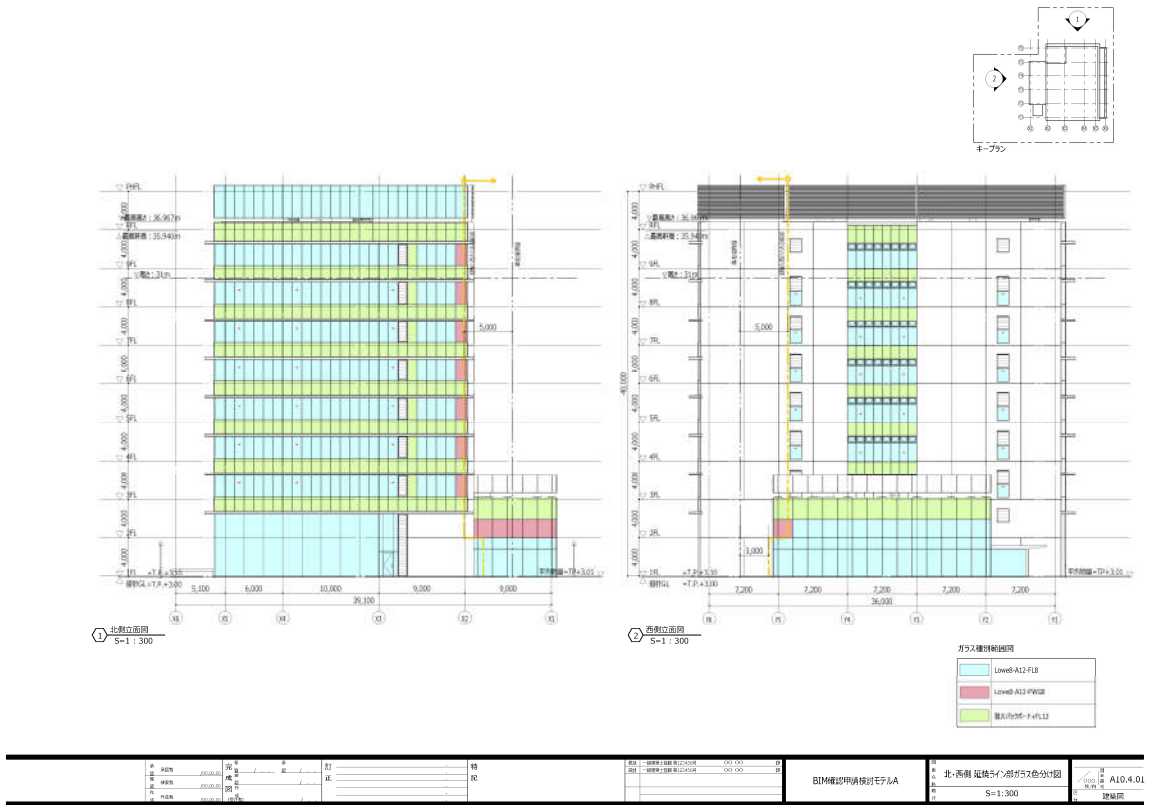


モデルA: 平面図 (Revit)

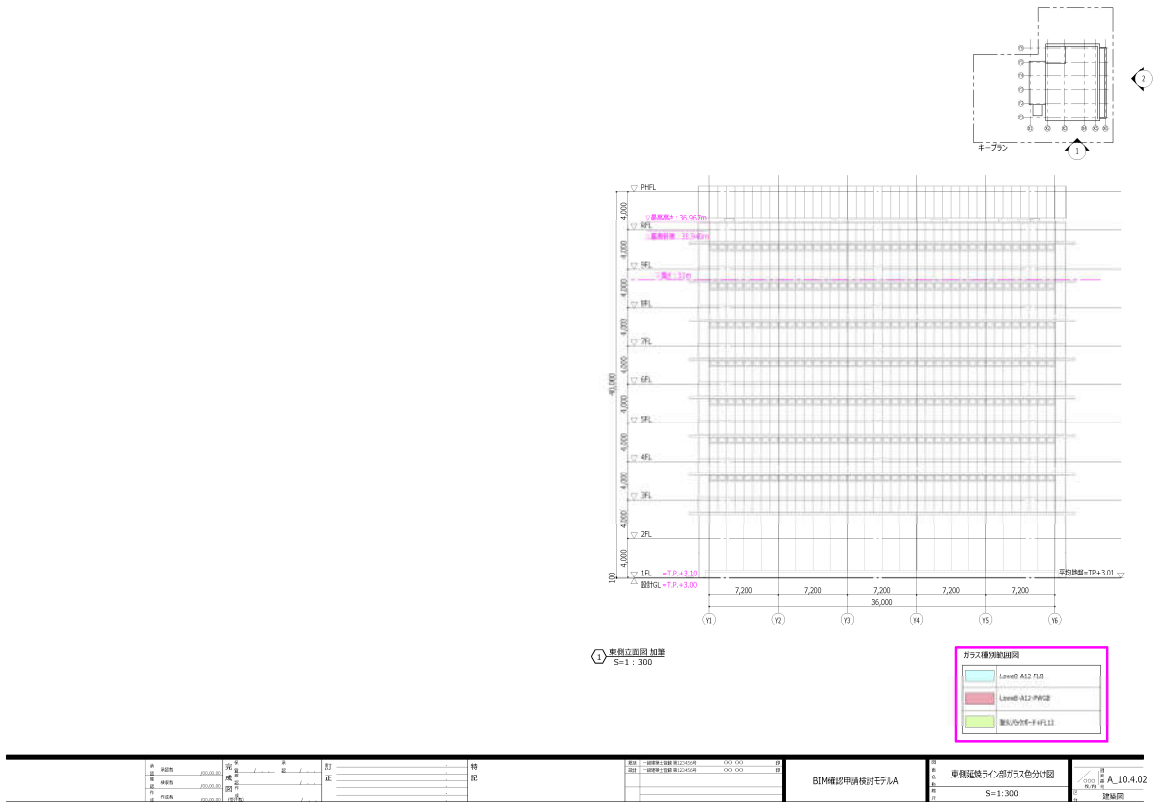


モデルA: 平面図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

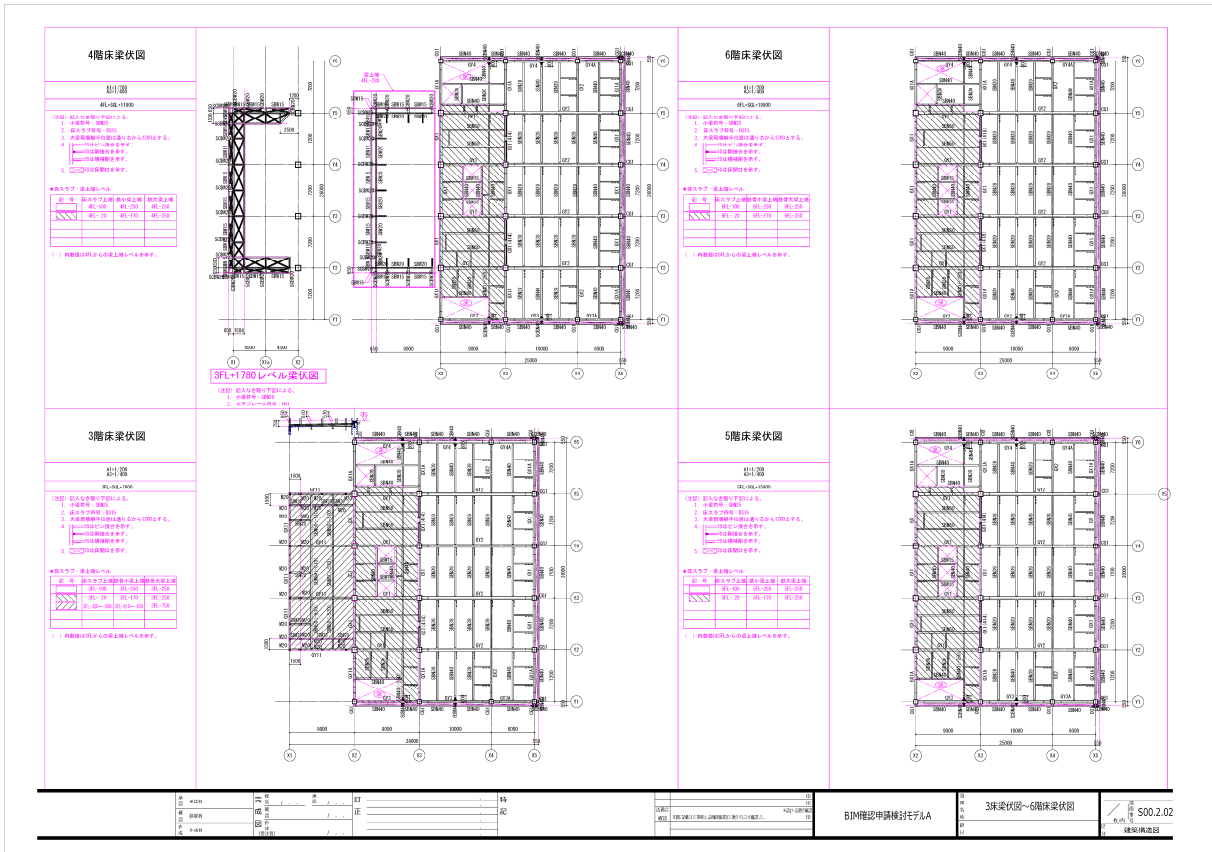


モデルA: 立面図 (Revit)



モデルA: 立面図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

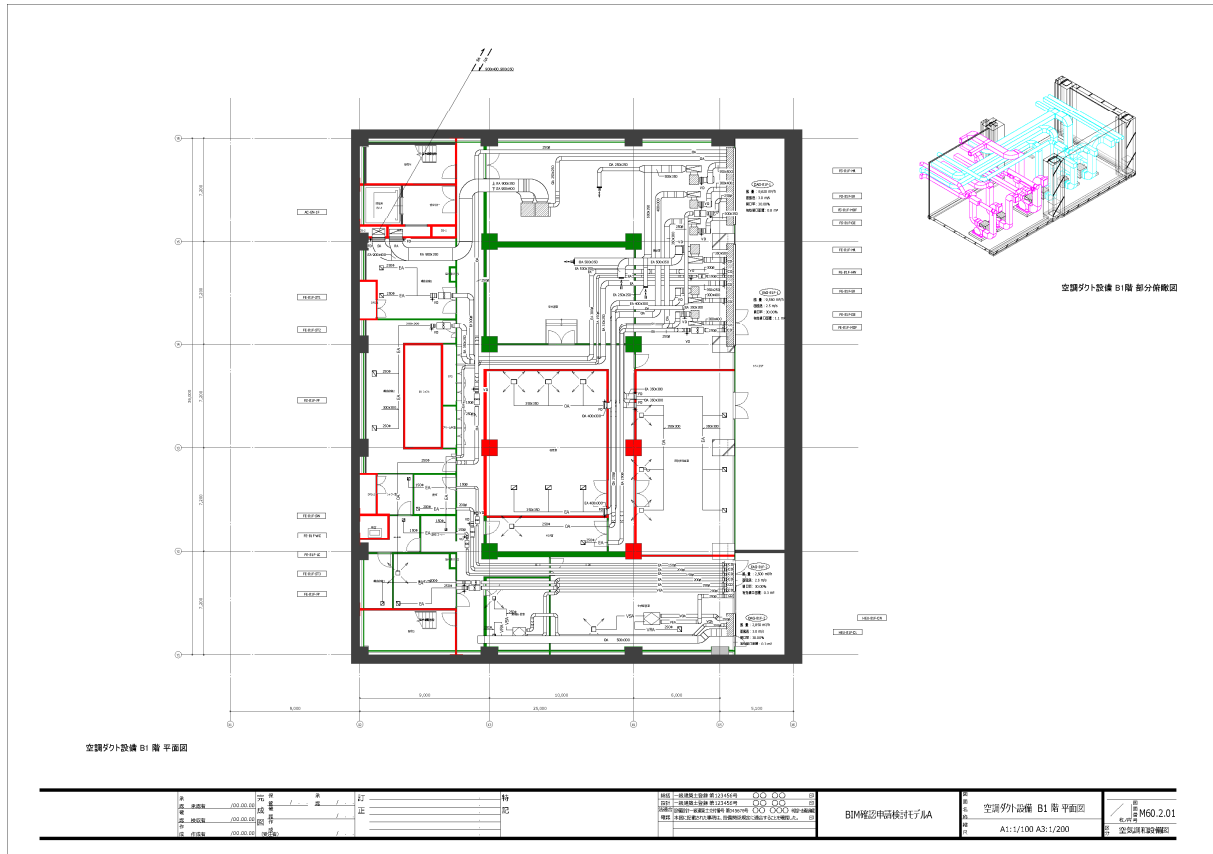


モデルA: 構造図(Revit)※マゼンダ色は2D 加筆を示す



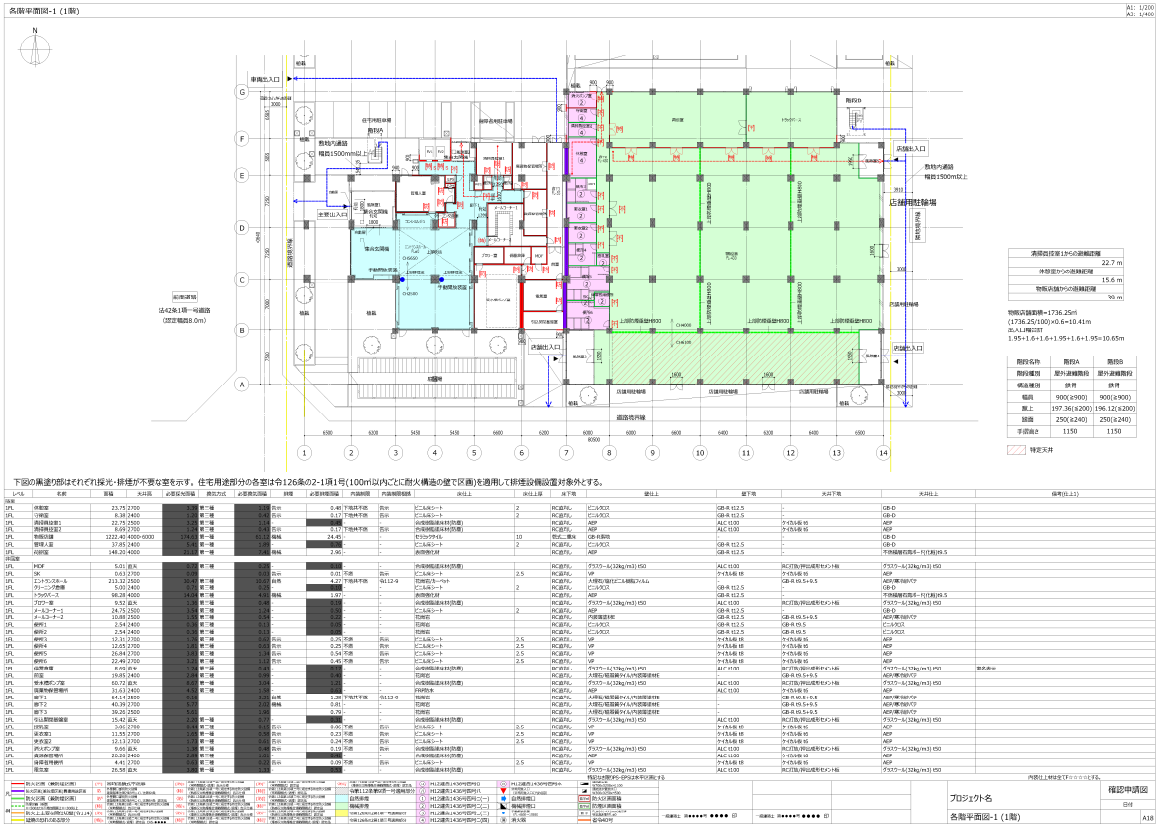
モデルA: 構造と意匠の重ね合わせ図(Revit)

2.[一般建築]検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

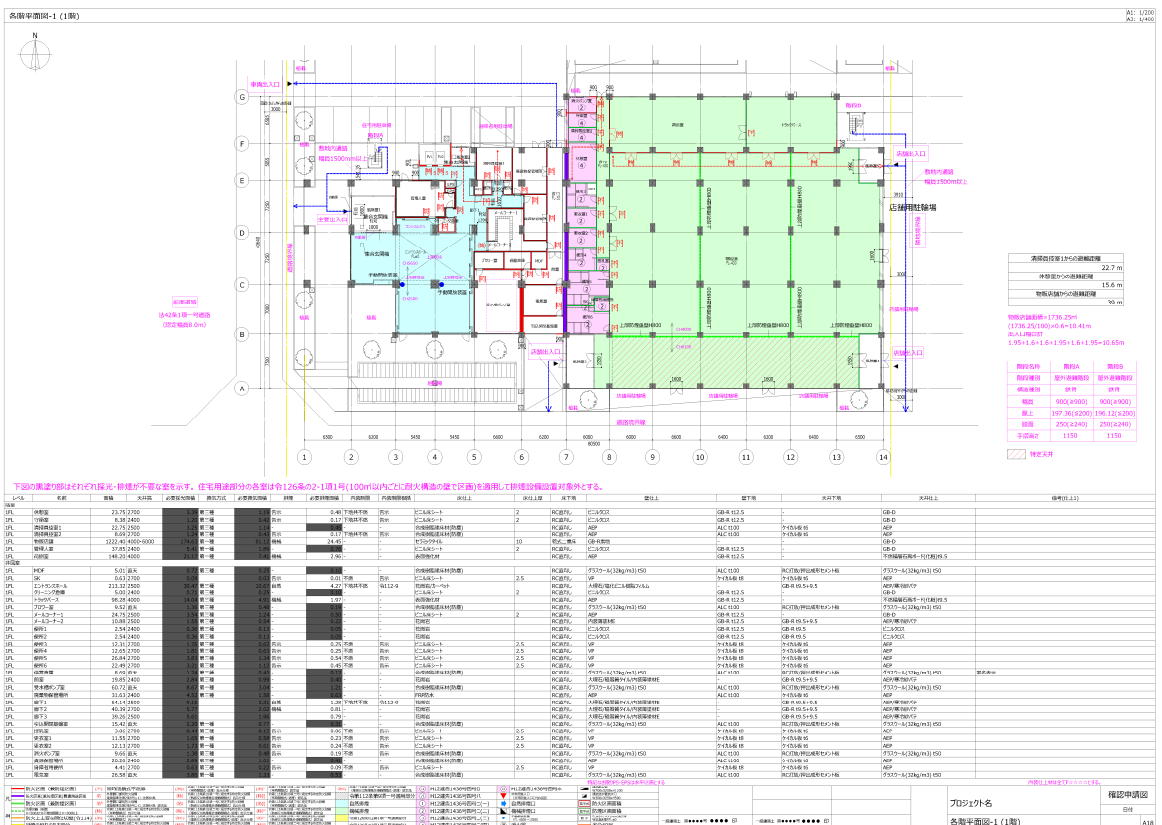


モデルA:設備図(Revit)

2.[一般建築]検討内容 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

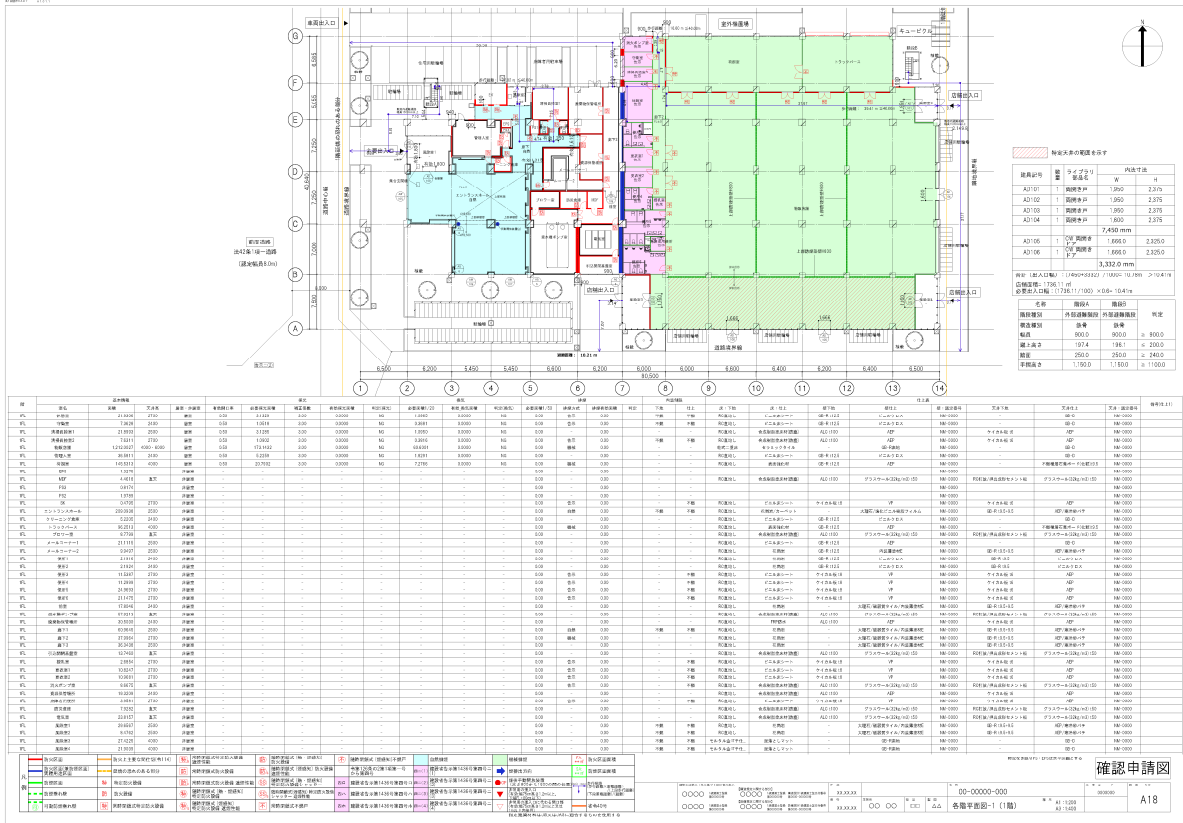


モデル B: 平面図 (Revit)

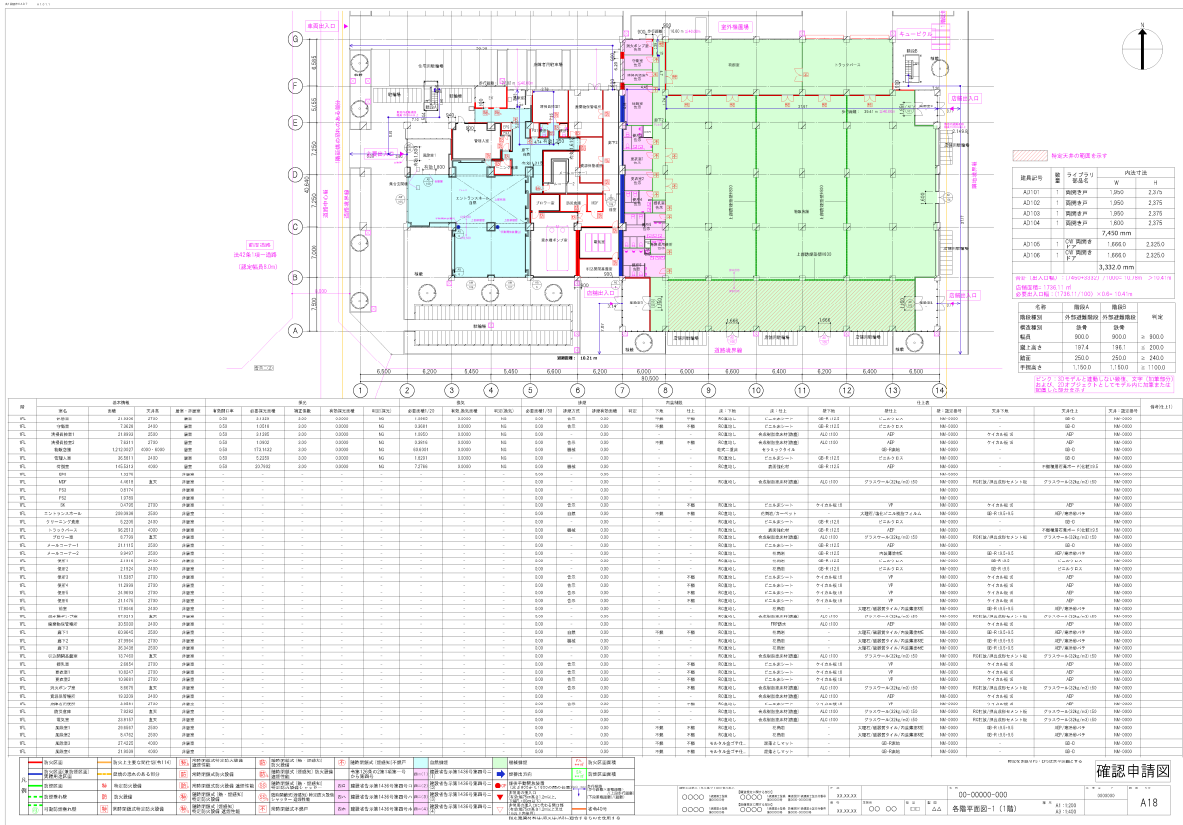


モデル B: 平面図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

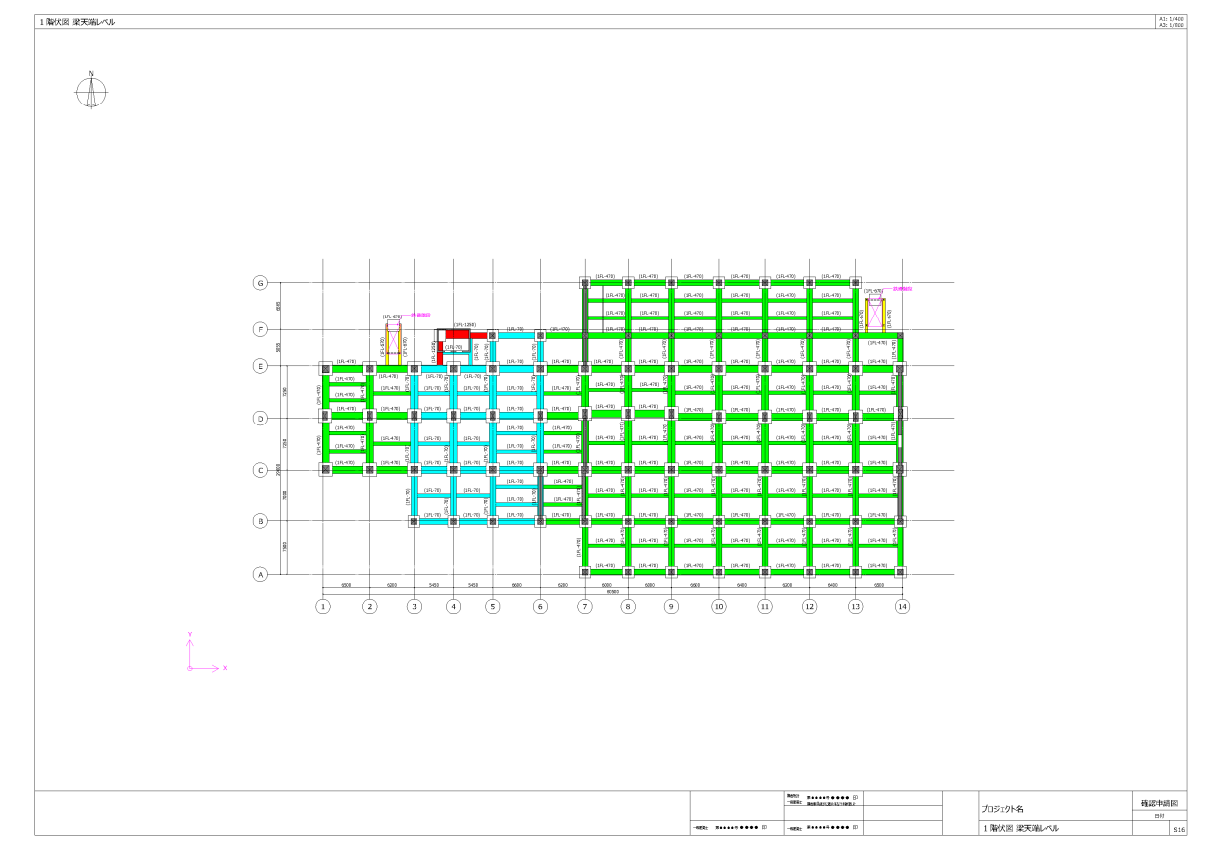


モデル B: 平面図 (ARCHICAD)



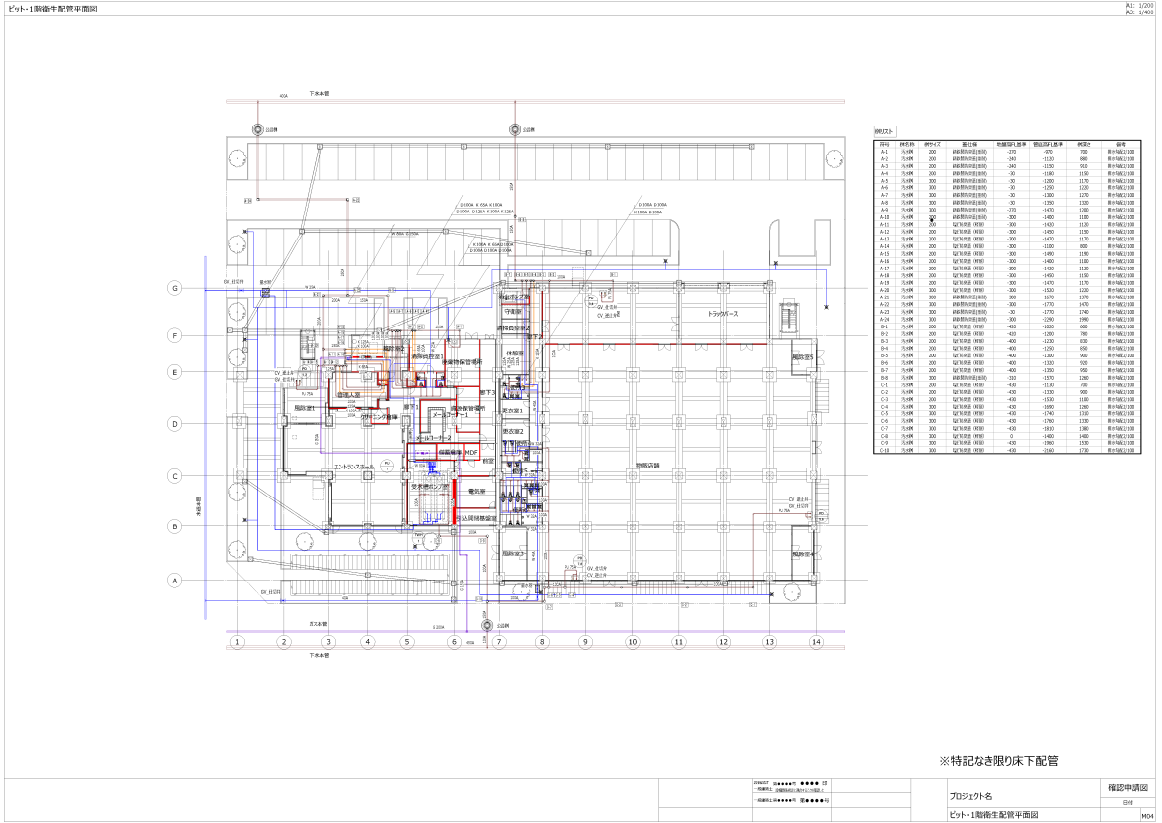
モデル B: 平面図 (ARCHICAD) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
 2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

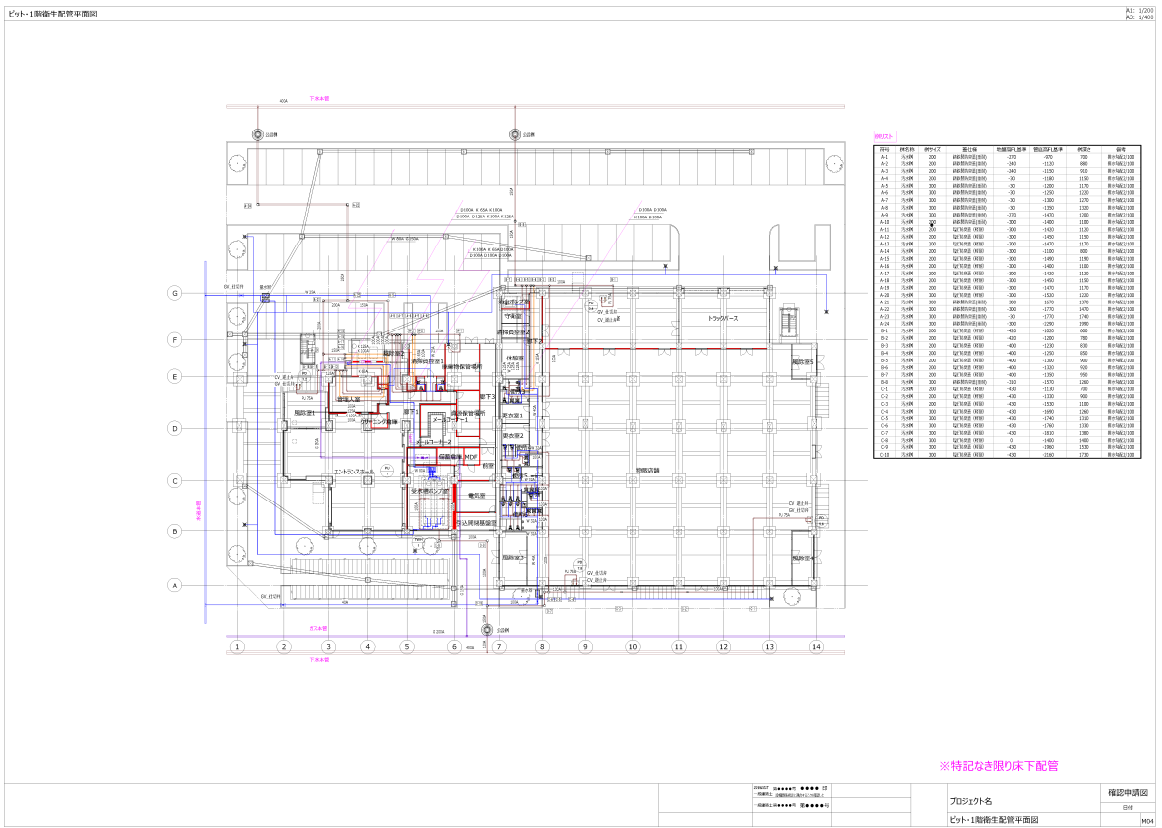


モデル B: 構造図※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

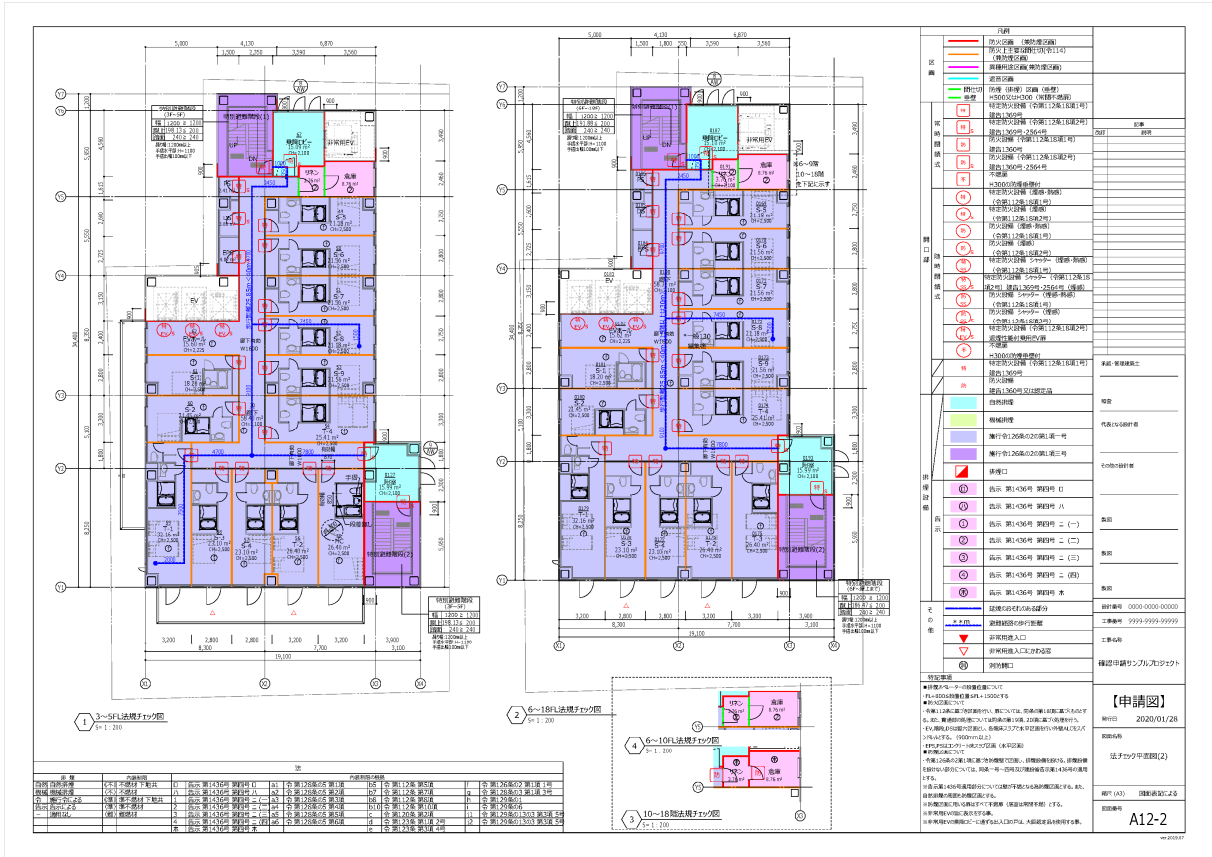


モデル B: 設備図 (Revit)

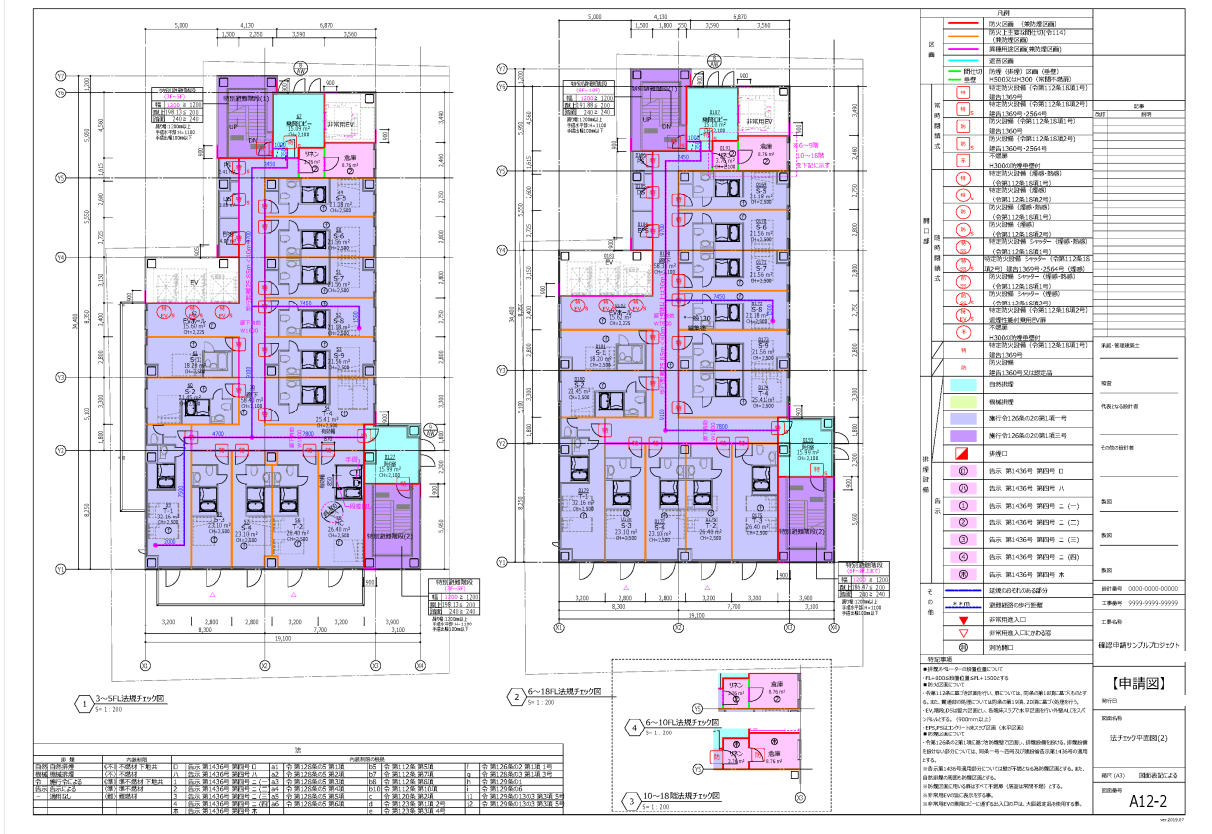


モデル B: 設備図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

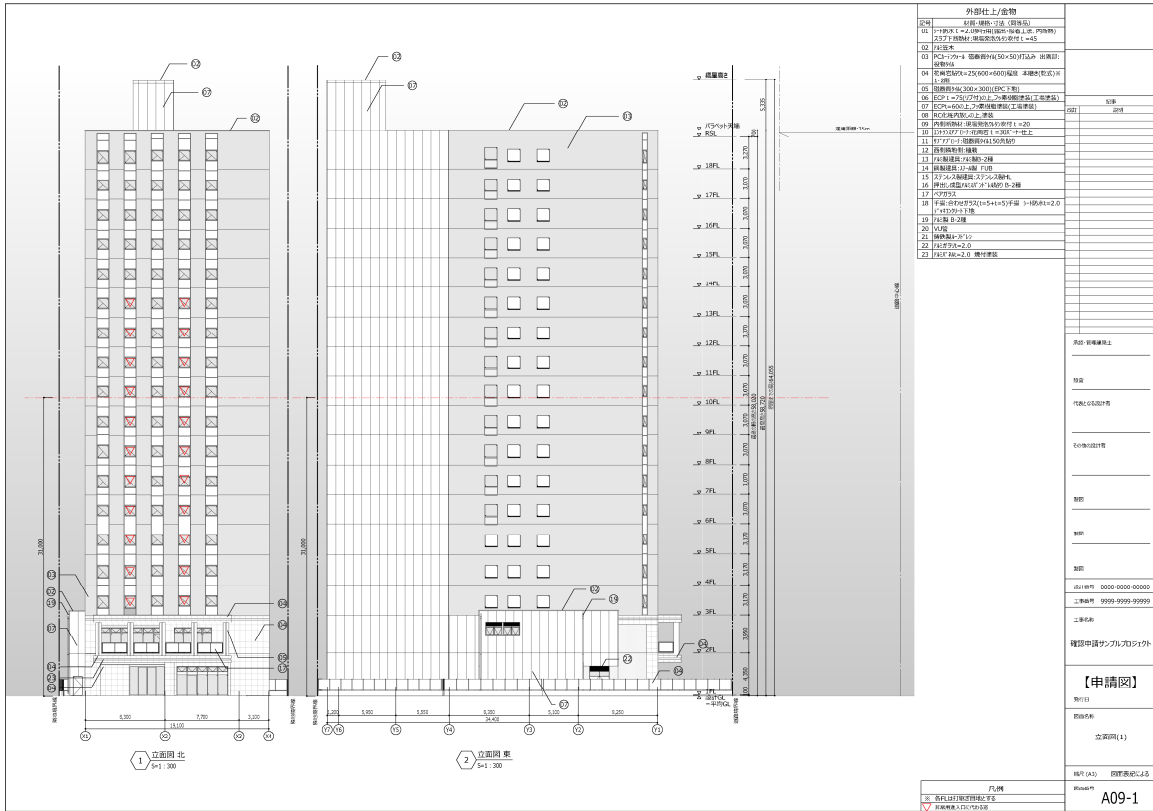


モデル C: 平面図 (Revit)

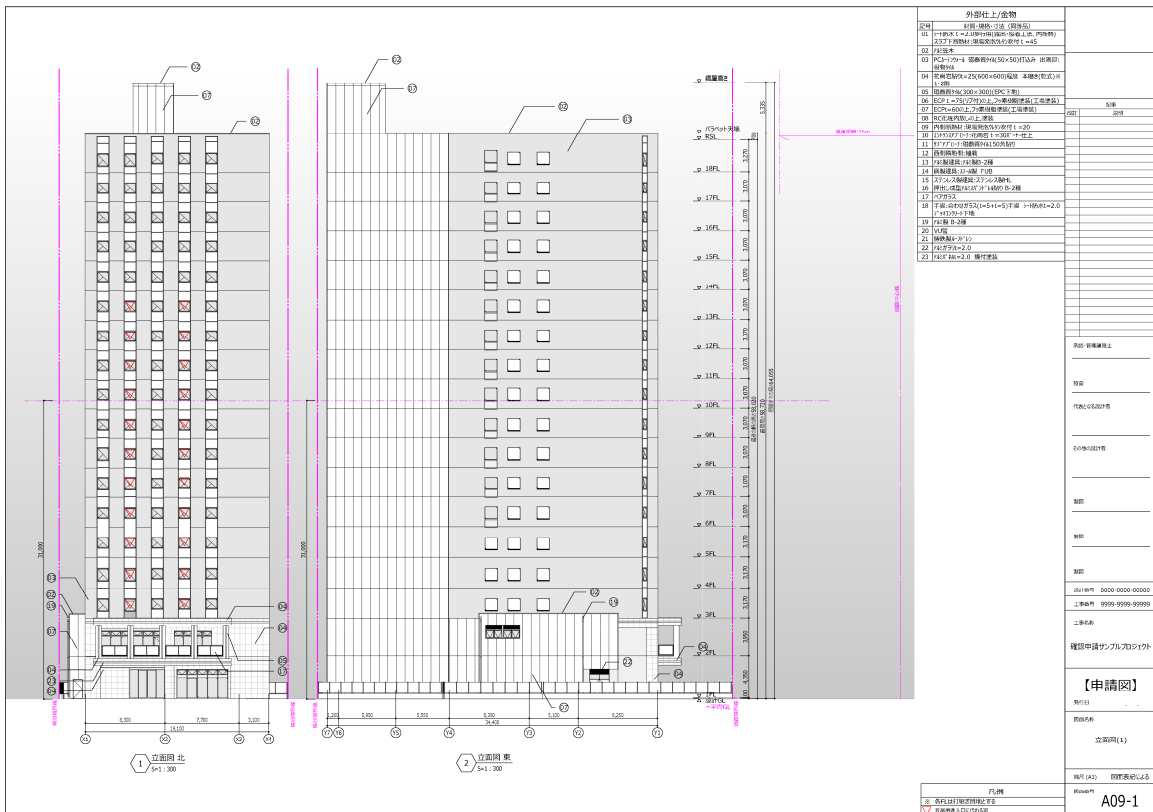


モデル C: 平面図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成

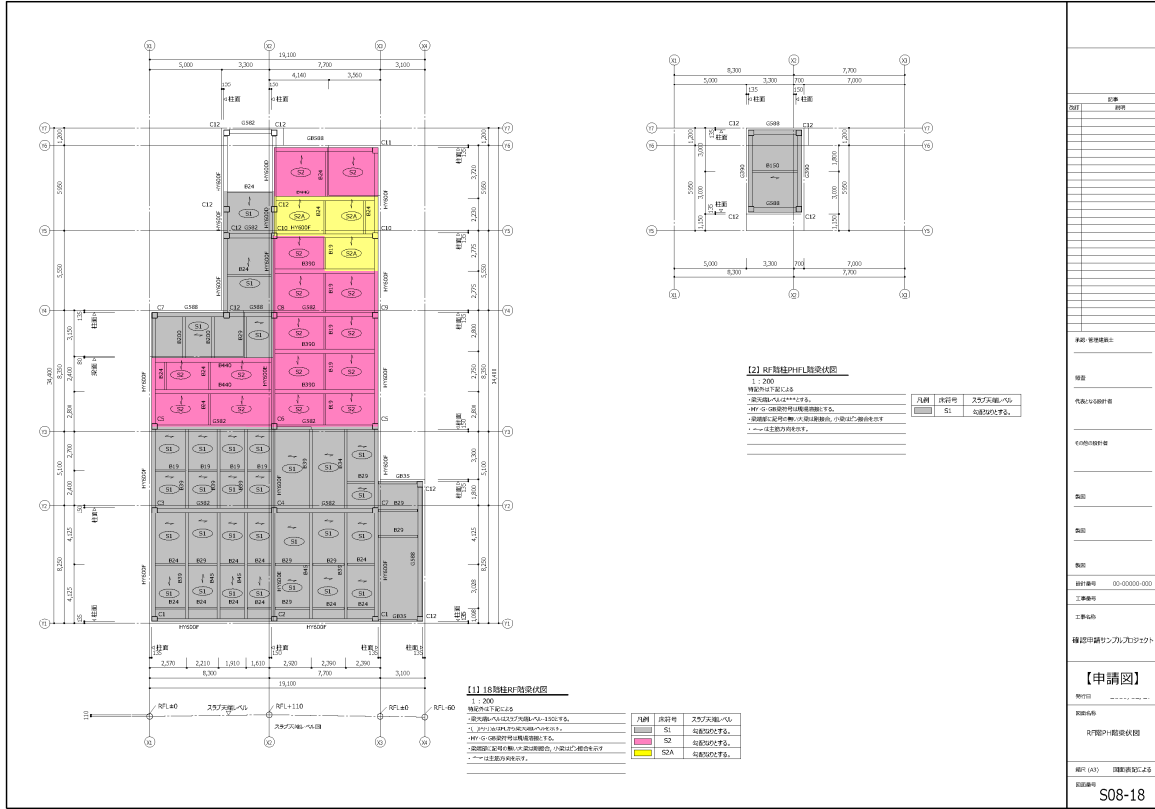


モデル C: 立面図 (Revit)

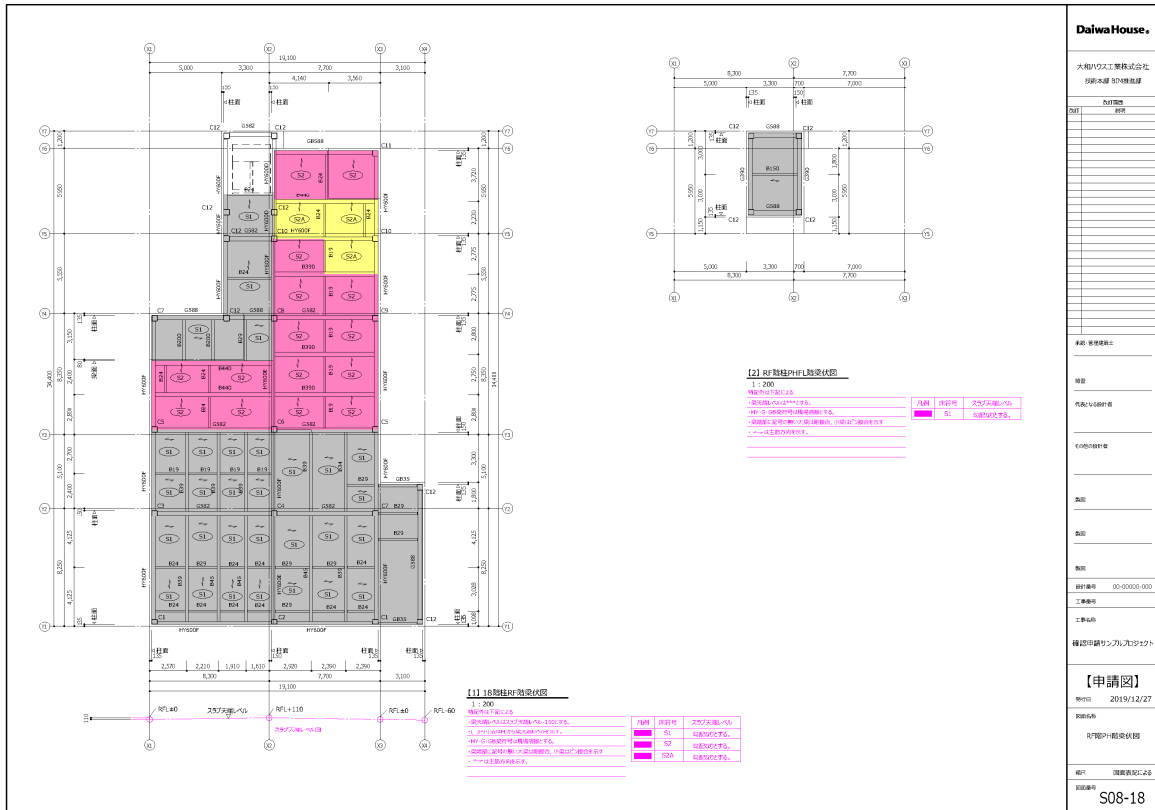


モデル C: 立面図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

2.[一般建築]検討内容
2-1) 建築確認に供する BIM モデルの作成及び試審査用確認申請図書の作成



モデル C: 構造図 (Revit)



モデル C: 構造図 (Revit) ※マゼンダ色は2D 加筆を示す

